

事業環境の改善に向けたSJC建議事項

2014年12月

ソウルジャパンクラブ

目 次

序文	1
重要な課題	3
要約	6

本 文

1. 労働分野（4項目）	23
継続4項目	
2. 税務分野（10項目）	29
新規6項目 継続4項目	
3. 金融分野（9項目）	39
新規5項目 継続4項目	
4. 知的財産分野（19項目）	48
新規4項目 継続15項目	
5. 産業分野（10項目）	70
新規8項目 継続2項目	
6. 個別要望事項（6項目）	80
新規6項目	

合計 58項目（新規29項目、継続29項目）

序 文

日韓国交正常化以来、日本企業は貴国に累積 354 億ドルを超える直接投資をしてまいりました。その内容は、貴国経済の目覚ましい発展に伴い、時代のニーズに沿って業種や業態は変化しつつも増加を続け、2013 年は申告ベースで年間 26 億ドルを超えるまでになりました。これは貴国政府の投資環境の整備に対する様々なご支援とご配慮があつてこそ実現したものであり、ソウルジャパンクラブ(SJC)といたしましても、長年のご尽力に深い敬意を表するとともに心より感謝申し上げます。

また、SJCは、1998 年から毎年投資企業の現場の声をビジネス上の隘路事項として取り纏め、建議という形で貴国政府に提案させていただいておりますが、その機会を与えていただくとともに、現場の声に真摯に耳を傾け、そして多くの事項に対応いただいていることに改めて感謝申し上げます。

貴国政府は 2014 年を「規制改革の年」と位置付け積極的に規制改革に取り組んでおられ、SJC は関係部庁・KOTRA などと様々な場面で意見交換をさせて頂いております。SJCでは、両国間経済連携の更なる発展を目指すという設立の主旨に基づき、第 17 回目となる建議を提出させていただきますので、ご検討の上、ご回答と改善へのご対応をお願いいたします。

世界経済が大きく変化する中、日韓の経済関係も新たなパラダイムが必要な時期に来ており、従前以上に経済連携を深化させ、より広範囲な業種、業界での協業を推進していくためには、レベルの高いルールに基づく経済環境作りが必要であり、また、より精度の高い制度とその運用が重要になると考えております。

本建議提出にあたりSJCは会員企業を中心に広く意見を集めるとともに、いただいた回答・改善を会員企業に留まらず当地で活動する多数の日本企業に伝えることが、両国の経済関係の拡大に資すると考えております。今回の建議では、労働、税務、金融、知的財産、産業、個別案件の合計 58 項目(新規 29 件、継続 29 件)を取り上げました。特に重要な課題は以下の7点です。

1. 通常賃金の定義及び計算方法(労働)
2. 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃(労働)
3. 課税官庁による税務及び関税調査(税務)
4. 国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求制度の改善(税務)
5. 外国為替健全性負担金制度等外貨建て資金調達に関わる規制の緩和(金融)
6. 特許権者による正当な権利行使を支援するための環境整備(知財)
7. Kマーク、ECOマークの認証制度の見直し(産業)

雇用の流動性・多様性による労働者・雇用者間の Win-win の体制構築(上述1、2)、税務・金融制度の弾力的運用の実現(上述3～5)、正当な特許権利行使を支援する環境整備(上述6)、各種認証制度の見直し(上述7)は、いずれも日韓が共に協力して競争力を高め、R&Dを推進することにより韓国経済の更なる成長に寄与するものと確信いたします。

また、通常賃金、法人地方所得税など過去に遡って措置されることがありますが、法を制定などされる場合には、投資家が安心して貴国に投資が出来るように過去に遡って適用されることがないように、かつ、経過措置などを設けるようお願いいたします。

さらに、中小企業も含めた技術力のある日韓企業の連携には知財保護は非常に重要な事項であるところ、本項に関しては制度の高度化を念頭に、司法・行政面の多岐に渡り建議事項としているため、件数が多いことをご理解いただきたく存じます。

SJCといたしましても、日本企業の韓国への直接投資ならびに日韓貿易の一層の発展を大いに望むところであります。そのためにも環境整備となる本建議事項の改善につき貴国政府として前向きにご対応いただきますようお願い申し上げます。

2014年12月
ソウルジャパンクラブ
理事長 石山 博嗣

2014 年建議事項における重要な課題

1. 通常賃金の定義及び計算方法

通常賃金の範囲については、雇用労働部の定めた通常賃金算定指針の中で、賞与等は通常賃金に該当しないと示していた一方で、法令上には明記されていない状態でありました。このため、2013 年 12 月の大法院全員合議体判決で、これまで運用してきた通常賃金算定指針とは異なる判決（賞与等が通常賃金に含まれる）が出され、現場では混乱が生じております。法令の解釈によって企業の人件費が増大する事態は容認できるものでなく、判決前まで雇用労働部が運用してきた通常賃金算定指針の趣旨（賞与等は通常賃金に該当しない）を明確に法令上に規定する法整備を早急に行い、今後解釈を巡って議論が生じないようにすること、また、過去の賃金未払い分の取扱いについても、これまで通常賃金算定指針通りに対応してきた企業の負担にならないよう適切に対応していただくようお願いします。

2. 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃

韓国の勤労基準法では就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の合意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっております。実際に SJC で毎年実施している労働アンケート調査においても、「就業規則の改定内容が合理的であっても同意手続きが必要で、会社経営の重大な危機に繋がる」「定年延長義務化にも拘わらず賃金ピーク制の導入は組合同意が必要」等のコメントが寄せられており、貴政府が主導する「未来志向の賃金体系への改編」にも障害が生じ、勤労者への利益変更のみが担保される状況であります。従って企業が経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、労働基準法第 94 条第 1 項にある「不利益変更時の同意義務」及び同 2 項に規定されている手続き（雇用労働部長官への届出義務）の撤廃と、それに代わる判断力のある司法機関での判断をお願いします。

3. 課税官庁による税務及び関税調査

政府は安全保障および福祉予算（5 年間 134 兆ウォン）の財源確保手段の一つとして、国税庁・関税庁の税務調査人力を増員（500 名追加）して、移転価格など特殊関係を利用した租税回避、外国為替取引および輸入出通関要件関連分野の非定期調査を強化しています。そのため、調査対象企業は、例年の調査に比べて厳しい調査を受けており、納得いかない税金追徴があるか、もしくは、通常業務に Load が掛かります。税務調査に関して調査前に、より具体的な調査目的（項目）や手続き等を明らかにしていただくようお願いします。また、取りあえず、課税し、不満があれば納税者が不服してほしいというスタンスよりは健全な納税文化を創るために納税者にアドバイスする方向に切り替えをお願いします。

4. 国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求制度の改善

「国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求」が法律（国際租税調整に関する法律及び関税法）に設けられているにも拘らず、該当規定に基づいた更正請求（2～3件あります）がいずれも棄却されています。法律では更正請求ができるようになっておりますが、還付を担当する両官庁（国税庁、関税庁）の正常価格計算方法が異なるために還付に至っておりません。国税庁と関税庁は、国税の正常価格または関税の課税価格が更正された場合、どのような価格調整が更正請求対象になるかを法令にその要件を具体的に規定し、実際に還付ができるように協議をさせていただくようお願いします。

5. 外国為替健全性負担金制度等外貨建て資金調達に関わる規制の緩和

外国銀行支店の資金調達は主に外貨借入に依存しておりますが、その大半が安定資金としての性格が強い国外本支店からの調達となっております。しかしながら、急激な資本流出を抑制するとの趣旨により2011年8月1日から施行された外国為替健全性負担金制度では、安定資金と考えられる本支店借入れも対象に含まれており、資金調達コストの大幅な上昇につながっております。本制度は、外国銀行支店に対して過度な負担を強いるだけでなく、貸出先である一般企業や地場金融機関向けの貸出利率に転嫁されやすいなど、産業界やひいては韓国経済全体への負担増となる可能性もあります。今後ますますグローバル経済が発展していく状況下、外国銀行支店が金融サービスを安定的かつ円滑に提供できる環境を整備するべく、本制度の高い負担金料率の軽減や本支店借入れに対する負担金の軽減措置を講じていただくようお願いします。

6. 特許権者による正当な権利行使を支援するための環境整備

韓国において特許権者が権利行使を行おうとする場合には、侵害についての立証責任の問題、特許無効審判での無効率の高さ、賠償額の低さといった問題点があり、折角権利を取得してもそれを有効活用することに困難が伴う状況です。特に、立証責任については、特許権侵害訴訟を提起した場合に、原告側が侵害行為や侵害品の立証を行わなければならないという点が大きな障害となっております。特許権侵害事件は、その特性上、侵害品を特定する証拠や、侵害行為を立証する証拠は、被告側が有していることが多く、原告特許権者側がこれを全て立証することは酷であると言わざるを得ません。これに対し、昨年度は侵害行為の立証のための書類も裁判所からの文書提出命令対象とする特許法改正を進めることについて検討するという回答をいただいておりますが、文書提出命令についてはこれが拒否された場合の処置を定めないと実効性に欠けますし、被告に立証責任の転換を図る制度については長期検討とされています。特許権者による正当な権利行使を支援する制度は、権利者が特許権創出に対する正当な対価を得ることを容易にし、知的財産の創出・保護・活用体系を強化することに繋がるものであることから、朴槿恵大統領の「創造経済」実現に資するものであると考えております。

そこで、裁判所からの文書提出命令についてはこれが拒否された場合の処置も合わせて検討いただくこと、原告ではなく被告に立証責任（該当製品や製造方法等の具体的態様の明示義務）を負わせるなどの制度改正をお願いします。

7. 「K マーク」、「ECO マーク」の認証制度の見直し

「K マーク」(あるいは Q マーク)は任意認証制度でありながら公共入札の条件となっており、調達基準や入札条件に明確に記載されているため、任意でなく必須で取得する必要があります。一般的に市場で販売される工業製品には K マークを取得しているものがほとんどなく、表示の義務もありません。また、審査手続きは改善されてきておりますが、維持費用の企業負担が大きくなっています。一方、「ECO マーク」も任意認証制度ですが、公共入札審査時の加算項目となっております。日本同様、グリーン購入などの点で認証の必要性は認めますが、対象製品別認証基準が多岐にわたり取得維持費用の企業負担が大きい状況です。

「K マーク」(同様の Q マーク)は制度を廃止するか、調達基準から削除し、公共入札条件への記載をやめるとともに、「ECO マーク」については環境に関係のない審査基準等対象製品別認証基準を見直していただくようお願いします。

要望事項要約

労働分野（継続 4 項目）

1. 通常賃金の定義及び計算方法【継続／内容変更】

通常賃金の範囲については、雇用労働部の定めた通常賃金算定指針の中で、賞与等は通常賃金に該当しないと示していた一方で、法令上には明記されていない状態であった。このため、2013 年 12 月の大法院全員合議体判決で、これまで運用してきた通常賃金算定指針とは異なる判決（賞与等が通常賃金に含まれる）が出され、現場では混乱が生じている。法令の解釈によって企業の人件費が増大する事態は容認できるものでなく、判決前まで雇用労働部が運用してきた通常賃金算定指針の趣旨（賞与等は通常賃金に該当しない）を明確に法令上に規定する法整備を早急に行い、今後解釈を巡って議論が生じないようにすること、また、過去の賃金未払い分の取扱いについても、これまで通常賃金算定指針通りに対応してきた企業の負担にならないよう適切に対応することをお願いしたい。

2. 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【継続／内容変更】

韓国の勤労基準法では就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の合意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっている。実際に SJC で毎年実施している労働アンケート調査においても、「就業規則の改定内容が合理的であっても同意手続きが必要で、会社経営の重大な危機に繋がる」「定年延長義務化にも拘わらず賃金ピーク制の導入は組合同意が必要」等のコメントが寄せられており、貴政府が主導する「未来志向の賃金体系への改編」にも障害が生じ、勤労者への利益変更のみが担保される状況である。従って企業が経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、労働基準法第 94 条第 1 項にある「不利益変更時の同意義務」及び同 2 項に規定されている手続き（雇用労働部長官への届出義務）の撤廃と、それに代わる判断力のある司法機関での判断をお願いしたい。

3. 有給休暇の買取禁止【継続／内容変更】

2003 年の勤労基準法改正による年次有給休暇付与・買取の上限設定や、各種施策を通じた年次有給休暇の取得促進に向けた雇用労働部の尽力は評価するが、依然として不利益変更であることを理由に、制度変更が出来ていない企業が多いのが実情である。「労働者が健康的な生活を送るための休暇を取得する権利」という有給休暇制度の本来の趣旨を勘案すると、有給休暇取得を自粛する価値観の下に買取制度が存在することは、有給休暇制度の本来の目的から外れており、むしろ休暇取得促進の阻害要因となっている。従い、本来の「休暇を取得する権利」の行使促進に向けた更なる積極的な施策として、「有給休暇の買取補償を原則禁止化」、若しくは、「有給休暇買取制度の廃止」及び「休暇付与日数及び買取対象日数の上限設定」を不利益変更から除外することをご検討いただきたい。

4. 非正規職の使用期間制限延長【継続／内容変更】

貴政府は非正規職保護政策を強化しているが、2009 年の非正規職保護法施行以降も非正規職の割合に大きな変化は見られない。主因は、①手厚い正規職保護により企業が正規職採用に慎重であること、②短い使用期間(2 年)によりスキルアップが図られず正規職転換が進まないこと、③自発的な非正規職選択率が高いこと、以上 3 点と認識している。この観点より、「非正規職の使用期間延長」(使用期間の延長、および使用期間無制限の特定職種を設定)、「常用雇用型派遣事業の法制度化」(検討状況・スケジュールの開示、および失業率改善にも寄与する当該事業の法制度化)、を検討いただきたい。

税務分野 (新規 6 項目、継続 4 項目)

5. 課税官庁による税務及び関税調査【新規】

政府は安全保障および福祉予算(5 年間 134 兆ウォン)の財源確保手段の一つとして、国税庁・関税庁の税務調査人力を増員(500 名追加)して、移転価格など特殊関係を利用した租税回避、外国為替取引および輸入出通関要件関連分野の非定期調査を強化している。そのため、調査対象企業は、例年の調査に比べて厳しい調査を受けており、納得いかなない税金追徴があるか、もしくは、通常業務に Load がかかる。

税務調査に関して調査前に、より具体的な調査目的(項目)や手続き等を明らかにするようにしていただきたい。又、取りあえず、課税し、不満があれば納税者が不服してほしいというスタンスよりは健全な納税文化を創るために納税者にアドバイスする方向に切り替えていただきたい。

6. 最低限税率の増加の抑制【新規】

韓国の法人税率は下がりつつあるものの最低限税率は増加傾向である。安全保障及び福祉向上のために財源の確保が必要なところ、今回の最低限税率の引き上げが 1 回だけではなく、今後さらに上げていくのではないかと不安感がある。最低限税率を上げていくのは企業経営の予測可能性が低くなり、将来のリスクになる。最低限税率の増加を抑制していただきたい。

7. 過少資本税制の適用基準強化【新規】

国外支配株主等からの借入金が出資金額の 3 倍を超過する場合、支払利息を損金不算入しているが、2014 年改正税法では出資金額の現状 3 倍を 2 倍に変更するが、外国企業の韓国現地法人は必要な資金を国外支配株主等に依存するケースが多く、今回の倍数変更(縮小)のため税務上支払い利息否認が増えて税金負担が大きくなる。

過少資本税制の倍数を変更せず、3 倍を維持していただきたい。もしくは、倍数を変更するのであれば会社が事業計画を修正し、対応できるように相当の猶予期間をおいていただきたい。

8. ロイヤルティに関する損金認定基準【新規】

税務調査の際、ロイヤルティの損金算入基準をめぐって納税者と課税官庁の摩擦が増えている。ケースバイケースでは完成品を輸入して国内で販売している外資系企業の特許権に基づくロイヤルティ費用について特許権消尽論を挙げて費用として認めていないこともある。

海外特殊関係者との取引が国際租税調整法上、移転価格に特に問題がない限り、当事者間の約定による特許の実施(Royalty)、商標使用料を認めていただきたい。

9. 関税の更正や修正申告時の修正税金計算書の発行【新規】

関税調査の際、輸入財貨の移転価格調整によって関税の課税価格が増加し、追加で関税を負担することがある。その際、移転価格の調整が行われたことだけを理由に、関税を誠実に申告しなかったと見做され、追加負担する輸入付加価値税に対し税金計算書が発行されず、輸入付加価値税が控除されないのは、特に過度な規制である。

関連法令の補完を通じて、改正前のように、事由を問わず、更正又は修正申告した場合でも、税関長が税金計算書を発行し、輸入付加価値税の税額控除ができるようにしていただきたい。

10. 外国人投資に対する法人地方所得税減免の改正【新規】

一定条件に該当する外国人投資については韓国政府より色々なインセンティブが与えられている。しかし、そのインセンティブのうち、改正地方税特例制限法の施行により法人地方所得税減免の恩典が受けられなくなった。即ち、外国人投資のうち、個人投資については地方所得税を減免する規定があるが、法人投資については地方税を減免するかどうかに関する規定がないため法人地方所得税の減免を受けられない。このため、規定を改正し、改正地方税特例制限法の施行前に投資が行われ、租税減免承認を受けた外国人投資企業については従来通り、減免期間中は法人地方所得税を減免していただきたい。

11. 外国所在の親会社の資産総額算定時の適用換算率【継続／内容変更】

中小企業基本法第7条の2(資産総額)第3項を、設立登記日の交換率もしくは当該事業年度末日現在の交換率を適用し換算した金額の小さい方とし、追加増資時には増資資金の銀行払い込み日の交換率もしくは当該事業年度末日現在の交換率を適用し換算した金額の小さい方とし、常時不安定な交換率の為に内国人中小企業に比べ不利益を強要されている外国人投資企業の経営環境の改善をしていただきたい。

12. 国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求制度の改善【継続／内容変更】

「国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求」が法律(国際租税調整に関する法律及び関税法)に設けられているにも拘らず、該当規定に基づいた更正請求(2~3件ある)がいずれも棄却されている。法律では更正請求ができるようになっているが、還付を担当する両官庁(国税庁、関税庁)の正常価格計算方法が異なるために還付に至っていない。

国税庁と関税庁は、国税の正常価格または関税の課税価格が更正された場合、具体的にどのような価格調整が更正請求対象になるかを法令にその要件を具体的に規定し、実際に還付ができるように協議していただきたい。

13. 過少資本税制適用時の通常条件の借入金に関する課税当局の承認手続の新設【継続／内容変更】

国外支配株主からの借入金が自己資本の3倍(金融業の場合、6倍)を超過する場合には、超過する部分の借入金に対する支払利息は損金として認められていない。通常の場合で調達された借入金は過少資本税制の適用対象から除外しているが、細かい規定が無いため自ら除外していないのが現状である。

通常の場合の借入金であることを証明する書類を提出する際の課税当局の承認手続関連規定を制定していただきたい。

14. 韓国に拠点をもっていない日本企業の生産委託に対する付加価値税の取り扱い【継続】

韓国に拠点を持っていない日本企業が韓国企業に生産を委託し、委託生産された財貨を海外に搬出せず韓国国内で販売する場合、在庫保有代理人(法人税法施行令第133条第1項1号)に該当し国内事業場になり、ほとんどの租税条約ではこれをPEと規定していないため法人税の納税義務はないが、付加価値税法上の事業者登録及びその他申告納付義務が発生する。最悪の場合、法人税の申告納付義務はないが、付加価値税の申告納付義務のある事業場がでる矛盾がある。

付加価値税法施行令第4条第5項の外国法人に対する事業場規定の但書として、「ただし、租税条約により、法人税または所得税が課税対象になる所得に関連する場所に限る」を入れていただきたい。

金融分野 (新規5項目、継続4項目)

15. 教育税法上における繰り越し欠損金制度の導入及び現物金融商品取引損益とデリバティブ商品取引損益と通算の許可【新規】

現行の教育税法は、四半期毎に純実現利益に0.5%の教育税(評価利益は除く)を課しているが、当四半期に実現する純取引損失を次の四半期に発生し得る純取引利益と相殺するシステムがない。また、現在の教育税法上では証券会社トレーディングの主要形態が現物商品取引とデリバティブ商品取引との間のポートフォリオを活用した収益構図を取っているにもかかわらず、両方の間の損益相殺を認めていないため、実際の純取引損益に比べ多くの教育税を負担している実情である。よって、現行の教育税法上における現物商品とデリバティブ商品の取引で発生する損益の相殺の許可及び現状の四半期毎の課税から会計期間別に年間単位の課税に課税期間の変更をお願いしたい。

16. 店頭デリバティブ(派生)商品売買に伴う危険額限度規制の緩和【新規】

現行の資本市場と金融投資業に関する規定では、店頭デリバティブ(派生)商品取引認可社に対する証券会社別の営業用純資本に対する一般規制以外に店頭デリバティブ商品売買取引に対する別途の追加リスク額限度を規制(金融投資業規定に委任 - 自己資本の 30%限度内)している。しかし、このような規制は店頭デリバティブ商品認可社の場合、一般証券会社の営業用純資本限度(150%)よりも 50%以上の追加限度を別途要求されていることに加えて、店頭デリバティブ取引自体にリスク額を別途要求することは厳しすぎる規制政策で、特に最近国内証券市場でも CCP を通した清算システムが 2014 年 6 月 30 日から導入され、店頭デリバティブに対する決済リスクが相当な部分緩和されており、店頭デリバティブ商品の取引形態が取引所内デリバティブ商品と事実上、差がなくなっていることを考慮するとこのような店頭デリバティブ商品取引に対する複数の規制は緩和されるべきではないかと思ひ、漸進的な規制緩和をお願いしたい。

17. 先物為替ポジション限度規制の緩和・撤廃【新規】

国内産業への健全かつ安定的な資金供給に必要なウォン資金の調達にあたり、外国銀行支店では外貨資金からウォン資金へのスワップ取引を利用する場合がある。先物ポジション限度を自己資本対比 150%以内とする本件規制は当該取引への著しい制約となっている。リーマンショックなど過去の事例からも明らかなように、国内産業向けの資金供給を目的とする本支店借入れは短期的な投機資金とは異なり、流動性危機の発生時でも安定的に残高が維持されてきている。外国銀行支店による国内産業界への安定的な資金供給による産業の健全な育成を促す為、先物ポジション限度の緩和や撤廃をご検討いただきたい。

18. 為替デリバティブ(派生)商品リスク管理基準の緩和【新規】

金融機関は為替派生商品取引を開始するにあたっては、企業投資者が保有している、または、保有する予定の資産・負債・契約などに関するリスクを回避する実需を確認しなければならない。また、為替派生商品取引を行う都度、リスクヘッジ比率が最大 100%以内とする規制を超えていないかどうか確認を行わなければならない。こうした確認作業は金融機関に対して過度な事務負担を強いることとなっている。外貨資金の急激な流出入を緩和し、一部企業の過大な長期輸出ヘッジを制限するという規制趣旨に照らし、「ヘッジ比率確認対象の大口取引への限定」や「事後的かつ定期的な確認の許容」など、規制の運用について緩和頂くことをご検討いただきたい。

19. 金融機関の業務委託に関する金融監督院の規制緩和【新規】

金融機関への Internet Hacking/個人情報流出事故が頻繁になることにより、金融監督院は「金融会社の情報処理と電算設備委託に関する規定」を公表して金融機関が情報処理業務を委託する際の制限を強化した。金融機関に対してより厳しくなる情報保安に対応する為、1社のみで受託業務を遂行することが困難になるケースがあり、特に中小企業が受託した場合、再委託先を含めて複数の業務受託会社が業務遂行を行うことが出来るように、規制緩和をしていただきたい。

- ①情報処理を受託した者が受託した業務を第3者に再委託する必要がある場合、“金融会社の情報処理、電算設備の委託に関する規定”の第4条の②項に規制されている金融監督院長が例外として認める条件を明確にする等、“業務再委託 Guideline”の制定を要望。また、例外承認手順の簡素化と例外承認の申し込みを業務受託業者からも申請可能になるべきである。
- ②受託企業が ISO27001 を取得している場合、受託企業の裁量で再委託企業を選定出来るように現行金融監督院規定を改定していただきたい。

20. 設備資金における自己資金支払から外貨建貸出実行までの期間【継続】

借主が既に自己資金等で事前に支払いを行った設備に対する外貨貸出については、設備資金であると確認される場合に限り、自己資金で対応した時より3ヶ月以内であれば、設備資金への外貨貸出が許容されている。しかし、3ヶ月という期間は極めて短く、期間を延長することを要望する。また、海外で利用することが確認できる場合は、指定取引外為銀行等へ一定期間(1ヶ月以上)の預入を容認していただきたい。

21. 国内における外貨実需要のための外貨貸出の容認【継続】

現在、海外での実需に対応する場合のみ外貨貸出が可能であるが、海外から韓国へ進出している現地法人の回収通貨は外貨であることが多く、為替リスクを無くすために韓国内への支払通貨も外貨の場合がある。この場合、回収も支払いも外貨であるにも関わらず、韓国内で完結しているため外貨貸出が出来ないが、このようなケースでは、外貨支払いのエビデンスがあれば、外貨借入を行うことを認めていただきたい。

22. 韓国銀行が運営中の海外送金の報告システムの改善【継続】

海外送金については、1000米ドル以上は送金目的別に韓国銀行と連結された報告システムに入力しなければならず、輸入承認証の品目コード等詳細な情報を入力しなければシステム報告ができないようになっている。ところが、送金方式が輸入前払送金であれば報告システムに明細を入力する必要がないため、一部の顧客は、実態とそぐわなくても輸入前払送金と申告している可能性がある。年間5000万米ドルの輸入実績がある企業は海外送金証明書類提出が免除されている外為管理規定に合わせ、条件に合致する企業の送金に関しては、明細を入力せずにシステム報告できるようご検討いただきたい。

23. 外国為替健全性負担金制度等外貨建て資金調達に関わる規制の緩和【継続】

外国銀行支店の外貨借入れは、その大半が安定資金としての性格が強い国外本支店からの調達である。2011年8月1日施行の外国為替健全性負担金制度では本支店借入れをも対象に含めているため、資金調達コストの大幅な上昇は、外国銀行支店に対して過度な負担を強いるだけでなく、貸出先である一般企業や地場金融機関向けの貸出利率に転嫁されやすく、韓国経済や産業界全体の負担増となる可能性がある。

その改善策として、1)高い負担金料率を現行の半分以下に軽減、2)安定資金としての性格が強い本支店借入れに対する負担金の軽減措置、3)外国銀行支店が金融サービスを安定的かつ円滑に提供できる環境を整備すべく柔軟な金融政策、などをご検討いただきたい。

知的財産分野 (新規 4 項目、継続 15 項目)

24. 韓国特許庁の情報提供制度の是正【新規】

韓国の情報提供制度は、「情報提供の内容が公開されない」、「情報提供者が審査官と面談して情報提供内容及び特許性に関し説明ができる」という、他の国にない独自の運用を行っている。この制度下では、出願人が感知できないところで、第三者が拒絶への圧力をかけることが可能である一方、出願人には反論の材料が十分に与えられておらず他国と比べ出願人に不利な状況となっている。

そこで、出願人が有用な発明情報を開示する代償として独占権を付与するという特許制度の主旨に沿うように、上記独自の運用を廃止し、他国と同様の運用としていただきたい。

25. 医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)に係る薬事法の見直し【新規】

薬事法改正法律案において、特許目録に登載された医薬品(登載医薬品)の特許権者は、後発品の販売制限を申請することができるが、販売制限中であっても後発品の品目許可取得者は後発品の薬価収載することが可能であり、その場合には特許権の存続期間中にもかかわらず新薬の薬価引下げの危険が生じるのである。

したがって、有効に登録された特許権の存続期間中に販売することを目的とする後発品の品目許可申請に対して承認を与えるべきではなく、薬事法改正法律案の第50条の9等の「販売制限」は「許可停止」(Approval Stays)に修正いただきたい。

26. 後発品発売遅延による特許権者の不当利得返還請求の撤廃【新規】

国民健康保険法改正法律案において、新薬の特許権者の販売制限の申請によって食品医薬品安全処長が後発品の販売制限処分をして新薬の薬価が維持され、その後に、特許訴訟又は審判において特許無効又は非侵害と判断された場合、後発品の販売制限がなければ引き下げられたであろう薬価差額分に相当する健康保険公団の支出を、新薬の特許権者の不当利得とみなして徴収する趣旨の条項が新設されている(法律案第 101 条の 2 第 1 項第 2 号)。

しかしながら、係る薬価差額分に相当する支出は、薬事法改正法律案第 50 条の 9 第 1 項の行政処分(販売制限)が原因であり、また、新薬品目許可取得者が維持された薬価で新薬を販売して得た利益は民法上の不当利得ではない。さらには、正義または公平の観念に反する条項であるので、法律案の該当条項を削除していただきたい。

27. 特許権存続期間の延長規定の見直し【新規】

特許権存続期間の延長が可能な回数は特許法 89 条で 1 回と規定されており、延長申請の際に新薬の許可を受けている実施態様(例えば鎮痛用注射剤)に権利範囲が限定されてしまい、その他の実施態様(例えば鎮痛用錠剤)については、その後に新薬の許可を受けたとしても特許権を行使できない。

新薬の開発には、膨大な時間と研究費が必要とされているところ、このように改良された医薬製剤や、あるいは第 2 医薬用途等について、それぞれの新薬の許可等により実施可能となった特許権の範囲に対し、それぞれ特許存続期間の延長が認められないとなると、十分な特許保護の恩恵を受けられないことになり、韓国におけるこれら医薬品の発費投資、あるいはジェネリック薬の市場投入についてのインセンティブを失う原因となる。

そこで、出願人が有用な発明情報を開示する代償として独占権を付与するという特許制度の主旨に沿うように、上記独自の運用を廃止し、他国と同様の運用とすることを要望する。つまり、新薬の許可等を受けた範囲に応じ、個別に延長することを可能とし、特許権において一回限りという回数制限を無くしていただきたい。

28. 延長された特許権の効力範囲の適正化・IMD の廃止【継続／内容変更】

臨床試験期間等、新薬許可のために必要な期間について、特許権の存続期間の延長が可能であるが、韓国では、当該延長された特許権の効力範囲について、当該新薬の有効成分それ自体に限定するものと解釈されている(特許法院 2013 ホ 2828)。そのため、有効成分の一部の塩やエステルを同等の効力を有する他のものに単に置換したに過ぎない後発の改良薬に対して、権利行使をすることができない状況となっている。

そこで、特許法 90 条の延長登録出願時に有効成分の塩・エステルを限定しない形で出願できるようにするか、裁判所において塩・エステル違いの改良新薬が延長された特許権の効力範囲に入るよう特許法 95 条の解釈を変更することを要望する。或いは、このような問題を引き起こす原因となっている韓国独自の改良新薬制度(IMD:塩・エステルの違いによって事実上の後発品医薬を後発品とは別個に承認する制度)を廃止していただきたい。

29. グリーンリスト運用の改善【継続／内容変更】

韓米 FTA の発効に伴い韓国薬事法が改正され、医薬品許可-特許連携制度が導入されているが、当該制度においては、オリジナル薬の特許権を食品医薬品安全処におけるグリーンブックに登載する必要がある。そして、当該特許権の登載に当たっては、食品医薬品安全処(KFDS)において登載可否の審査がなされ、KFDSにより独自にクレームが作成されるため、最終的にグリーンブックに登載された登録特許は、韓国特許庁が審査を経て権利を付与した特許権と異なる内容となる。そのため、本来の特許権の権利範囲が限定され、特許権の行使が限定される問題がある。

そこで、KFDSに作成したクレームは、特許権の権利範囲に影響しないことの確認、また、後発品許可申請者の特許権者への通知義務及び後発品市販許可が遅延される範囲が、登録特許クレーム範囲に基づくことの立法化をしていただきたい。

30. 侵害訴訟における立証責任バランスの適正化【継続／内容変更】

韓国において特許権者が特許権侵害訴訟を提起した場合に、原告側が侵害行為や侵害品の立証を行わなければならないという点が大きな障害となっている。特許権侵害事件は、その特性上、侵害品を特定する証拠や、侵害行為を立証する証拠は、被告側が有していることが多く、原告特許権者側がこれを全て立証することは酷であると言わざるを得ない。これに対し、昨年度は侵害行為の立証のための書類も裁判所からの文書提出命令対象とする特許法改正を進めることについて検討するという回答をいただいたが、文書提出命令についてはこれが拒否された場合の処置を定めないと実効性に欠ける。また、被告に立証責任の転換を図る制度については長期検討とされている。特許権者による正当な権利行使を支援する制度は、権利者が特許権創出に対する正当な対価を得ることを容易にし、知的財産の創出・保護・活用体系を強化することに繋がるものであることから、朴槿恵大統領の「創造経済」実現に資するものであると考える。

そこで、裁判所からの文書提出命令についてはこれが拒否された場合の処置も合わせて検討いただくこと、原告ではなく被告に立証責任(該当製品や製造方法等の具体的態様の明示義務)を負わせるなどの制度改正について検討していただきたい。

31. 営業秘密の保護強化【継続／内容変更】

韓国の不正競争防止及び営業秘密に関する法律では、営業秘密流出に対し、民事的及び刑事的制裁が可能となっているが、実際には、例えば、サムスンディスプレイと LG ディスプレイといった韓国大手企業同士においてさえ、相互に営業秘密を流出させているとの事件が報道され、さらに、「2012年度知的財産活動実態調査」(韓国特許庁、貿易委員会)によると、営業秘密の管理指針を遵守しているとする企業は、34.5%に過ぎず、営業秘密流出が後を絶たず、日本企業にとって、対韓投資上の障害となっている。

そこで、懲罰的賠償等による賠償額の適正化などにより、営業秘密流出に対する抑止力の強化を要望する。また、営業秘密保護に関する教育、啓蒙を強化し、自社の営業秘密を守るといった観点だけでなく、他社の営業秘密についても遵守するという企業意識の醸成をしていただきたい。

32. 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【継続／内容変更】

コンピュータプログラムの保護に関し、CD-ROM や USB などの記録媒体に記録されたコンピュータプログラムのみ特許法による保護の対象とされ、コンピュータプログラム自体は、保護対象となっていない。そのため、例えばインターネット上で流通するコンピュータプログラムに対しては、記録媒体に記録されていないことから、侵害製品であっても直接的な権利行使を行うことができない。2014 年に審査基準の改訂が行われたが、実質的な変更は行われなかったと認識している。

そこで、コンピュータプログラム自体を特許法で保護可能なよう、早期に立法化及び審査基準の再整備を行っていただきたい。

33. 知的財産権侵害に対する損害額の適正化【継続／内容変更】

韓国特許法等では、権利侵害に対する損害の額の推定規定や、侵害行為に対する過失の推定規定が導入され、知的財産権侵害に対する権利者保護の強化が図られているものの、実際には、法院で認められる損害賠償額がきわめて低額であり、実態のライセンス料に満たない場合も少なくない。そのため、権利者の保護が十分に図られていないばかりではなく、むしろ事前にライセンス料を支払うよりも、権利侵害訴訟で負けた方が得であるといった雰囲気醸成されており、他人の知的財産権を尊重するという土壌の形成が妨げられている。

そこで、損害賠償額の認定適正化や懲罰的損害賠償制度の導入のほか、損害額の計算に必要な書類の所有者がその提出を拒否した場合、当該提出の拒否が「正当な理由」によるものであるか否かを裁判所が判断可能な制度としていただきたい。

34. 特許法における輸出の保護【継続】

商標法及びデザイン保護法においては、輸出を権利の実施行為と定め、権利侵害品の輸出に対し、権利行使を行うことが可能であるが、特許法のみ輸出が実施行為として保護されておらず、特許発明侵害品の輸出に対し、権利行使を行うことができない。

そこで、特許法においても、商標法及びデザイン保護法と同様、輸出を権利の実施行為として規定していただきたい。

35. 退職審判官・裁判官の関連事件への関与禁止【継続】

一つの特許権に関する権利範囲確認審判、無効審判、及び侵害訴訟が同時に進行している事件において、審判の審決取消訴訟において特許権者側に不利な判断を行った裁判官が退官後、直ちに当該関連する侵害訴訟の相手方（侵害者側）の訴訟代理を行う事例が発生している。もちろん、審決取消訴訟と、関連する侵害訴訟とは、それぞれ別の事件であり、このような行為は、直接的な除斥ないし忌避の事由に当たらないとしても、当事者にとって裁判の構成を妨げる事情として、きわめて不信感を抱かざるを得ず、裁判官、弁護士等の職業倫理にもとる行為である。

そこで、権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判、侵害訴訟は、実質的に一つの特許を巡る知財紛争事件として、これらの審判、裁判に関与した審判官、裁判官が退職後、当該事件の訴訟代理人となることを除斥又は忌避事由とすることを要望する。また、これができない場合であっても、このような行為は職業倫理の観点から自ら回避するよう、教育等を通じて弁護士等法曹関係者の倫理観の向上をお願いしたい。

36. 通常実施権の対抗要件の見直し【継続】

通常実施権について登録をしなければ、第三者に対し、対抗することができない。そのため、ライセンサーは、安定的なビジネスのため、ライセンサーが当該特許権を第三者に譲渡する可能性に備え、当該通常実施権の登録をせざるを得ない状況となっている。しかし、一つの製品に千件以上にも及び特許権が関連していることも珍しくない昨今、それらすべての特許権に対する通常実施権を登録し管理することは、人的にも費用的にも負担が大きい。

そこで、他の主要国と同様、通常実施権について、登録をしなくても第三者に対抗することができるいわゆる当然対抗制度に移行していただきたい。

37. 特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容【継続】

特許請求の範囲を記載するに当たって、他の請求項を多数引用した請求項をさらに多数引用する記載（いわゆるマルチのマルチクレーム）が認められていない。そのため、特許請求の範囲の記載が必要以上に冗長となるばかりでなく、発明を様々な角度からみた表現が困難となり、多面的・網羅的な特許権の取得が困難な状況にある。

そこで、日本特許庁及び欧州特許庁のように、マルチのマルチクレームによる特許請求の範囲の記載を容認していただきたい。

38. 拒絶理由通知への応答、不服申立等の基本期間の長期化【継続】

審査官の意見書提出通知（拒絶理由通知）が国内外出願人問わず、2 カ月に指定されている。しかし、外国出願人は、審査官が通知する拒絶理由の内容等を翻訳する必要があるため、当該指定期間での対応が困難である。これに対し、当該指定期間の延長が可能ではあるが、そのためには、特許管理人（弁護士）を通じた手続きが必要となり、費用負担が発生する。

そこで、拒絶理由通知に対する応答可能な基本期間を、他の主要国と同様、3～4 か月程度に設定していただきたい。

39. 特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算【継続】

特許権の存続期間の延長に算入可能な期間について、「食品医薬品安全処長の承認を得て実施した臨床試験期間と食品医薬品安全処で必要とされた許可申請関連書類の検討期間を合わせた期間」（「特許権存続期間の延長制度運営に関する規定」、特許庁告示第2012-17号）と規定していることから、外国での臨床試験期間は、韓国食品医薬品安全処において当該新薬の許可等のための資料として参酌した場合であっても、当該算入期間として認められていない。

そこで、日本と同様、新薬許可において当局が参酌した臨床試験は、外国実施されたものであっても、特許権の存続期間の延長に算入可能な期間としていただきたい。

40. 侵害訴訟における法院での特許権等の有効・無効判断【継続】

先日、韓国大法院全員合議体において、無効審決が確定する前であっても、その特許が無効審判によって無効になることが明白な場合は、その特許権に基づいた権利行使は、特別な事情がない限り権利乱用として許容されるものではなく、侵害訴訟において、法院が当該特許発明の進歩性の有無について審理、判断をすることができるものとして、特許無効の抗弁を認める旨の判決（2010 ㉸ 95390、2012 年 1 月 19 日判決宣告）を行った。一方で、このような重要な判決がなされているにもかかわらず、韓国特許法にはこれが反映されておらず、不安定な状態となっており、安定した運用がなされるか否かが懸念を生じている。

そこで、当該判決の趣旨を特許法に反映していただきたい。

41. 予見性のある安定した権利の付与【継続】

審査官による審査を経た特許権に対し、後の無効審判による無効率が他の主要国よりも高く、安定した特許制度の妨げとなっている。

そこで、瑕疵のない予見性のある強い権利の設定がなされるよう、審査、審判、法院における特許性等の判断基準の統一を図っていただきたい。

42. 間接侵害規定の拡充【継続】

特許発明の生産又は実施に用いられる部品や材料等を譲渡する行為等は、いわゆる間接侵害として権利侵害の一つとみなされるところ、韓国の特許法では、間接侵害として認められる範囲が特許発明の生産又は実施に「のみ」使用する部品や材料等を譲渡する行為等に限定されている。そして、法院において、その部品や材料等が特許発明の生産又は実施に「のみ」使用される物であるか否かが厳格に判断されていることから、結局、間接侵害の適用が困難となり、特許権の十全な保護が図られていない。

そこで、権利保護強化の観点から、悪意をもって（特許権の侵害に用いられることを知りながら）特許権の侵害に使われる部品や材料を譲渡する行為等について、広く間接侵害とみなすよう、法改正を行っていただきたい。

43. 賃貸契約の際の違約金割合の拡大【新規】

外資系企業を含む施設レンタルビジネスをしている一般企業の場合、顧客からレンタル契約を解消された時、その違約金が低すぎるため大規模の取引損失を避けられない状況である。

「関連指針:約款審査指針Ⅳ-4。ナ」“賃貸借契約による賃貸物への使用料は契約期間の中賃貸保証金に対する定期預金の利子分に、月の賃貸料を足した金額、すなわち、賃貸料の総額の1割程度が適切である。違約金の規制は公正取引委員会の告示および公正取引委員会から配布された標準約款(約款規制法による標準約款は一般企業には「推奨」とされているにもかかわらず、公正取引委員会は標準約款に従っていない企業には是正勧告・命令を出している)により強制されていて法律的根拠も明確ではない。

上記の違約金は、公正取引委員会が監督していない金融機関(金融監督院)や通信会社(放送通信委員会)に対しては関連政府機関からの規制や強制がない。賃貸借契約の解消への違約金の水準は企業と消費者が自由に定めた約定により決められるよう規制の緩和をしていただきたい。

44. 経済自由区域拡大【新規】

政府は外国人投資を積極的に誘致するため特別経済特区を指定して当該の特区に入居・移転する企業に対して色んな税制支援、規制緩和、便利な生活環境・行政サービスの提供など、外国人投資を支援している。

しかしながら、“経済自由区域の指定および運営に関する特別法”によると東海岸、松島、光陽湾、鎮海、セマングムなど、地方の都市に散らばっていてソウル(およびソウル近郊)に在する外資系企業には何の支援もない。

現在、国家政策として地方均衡発展のために国家機関をはじめ一般企業も地方移転を進めていることを理解しますが、更なる外国人投資を積極的に誘致するためには首都圏と地方の均衡投資誘致を求める必要がある

現在運営されている8区域以外にソウルおよび首都圏も経済自由区域に含まれるよう経済自由区域を拡大していただきたい。

45. 下請法の規制強化(申告褒賞制導入)【新規】

公正取引委員会が実施する下請書面実態調査は毎年調査対象を拡大しており、関連の法令及び公正取引委員会告示(下請取引公正化指針)で定められた例外規定が存在するにもかかわらず、書面による実態調査の際、下請け業者が法律を誤解して元事業者が下請法違反の事実があると回答した場合、元の事業者はこれに対して無条件に合法性を証明したり、自らは正した結果を公正取引委員会に報告しなければならないため、会社の業務に困難する可能性がある。

このような状況から申告褒賞制を取り入れたら、公正取引委員会まで申告した事項の立証責任を負担することになる元事業者は、負担が加重する一方で、他の褒賞金制度で見かけられる「専門申告者」の養成と金銭的褒賞を狙った偽りの申告などの悪質な告発が発生する可能性があり、むしろ元事業者と下請け業者との間の不信感を助長する副作用の心配がある。

改善策として、①.該当の褒賞金制度を導入しないでいただきたい。②.加えて、下請書面実態調査の結果、問題があると回答があった場合、公正取引委員会が該当下請け業者と事実確認を行ってから事実として判明された時に元事業者には是正命令を出すようお願いしたい。

46. 環境親和的産業構造への転換促進に関する法律に基づき再製造対象製品品目の告示に複合機(デジタル複写機)を追加指定【新規】

再製造複合機に対する官公庁販売が現在認められておらず(新品のみ購買)、再製造生産施設投資時に発生する設備投資に対する政府支援及び税制支援策も存在しない。政府次元で再製造複合機(デジタル複写機)を“環境親和的産業構造への転換促進に関する法律”の品質認証品目告示へ新規追加指定していただきたい。(産業通商資源部及び環境部の共同告示品目指定追加)

複合機(デジタル複写機)再製造の品質認証基準がなく、一部再生業者が修理(非正規部品使用)した再生品を再製造品または新品で販売することで品質不良が拡大され消費者から品質に対する不満と、元製造業体へのクレームにつながるリスクが増加しているため、消費者における品質、安全性を確保する上でも新造機と同様に複合機再製造品に対する品質認証基準制定を行うべきである。厳格な再製造品質認証基準制定を通して消費者の安全な使用が可能となるように工場審査基準と品質認証制定をしていただきたい。(策定された品質認定基準は輸入中古機に対しても適用されるべき。)

47. 電気用品安全管理法施行規則運営要領で定められた免除処理条件または電気用品安全管理法施行規則の改定【新規】

電気用品安全管理法上、600W 以上のプリンター安全認証免除条項が削除されたが、電気用品安全管理法の施行規則の運営要領で定められた「産業用」(統計庁告示 韓国標準産業分類で定めた、製造業、電気業)に限り、免除処理が認められている。現行の電気用品安全管理法施行規則/運営要領のプリンターの場合、産業用(統計庁の告示、韓国標準産業分類で定めた製造業、電気業に限る)で特定業種に制限することは現実的に当てはまらないこともある。

一般企業でも個人情報保護を強化に向け、従来外部に委託していた大型出力印刷業務を、専門オペレーターを採用または委託して、内部で処理する事例が増加する傾向にあり、製造業、電気業の特定業種に限定することではなく使用環境を限定できる(専門オペレーターを設ける等、使用環境が特定可能な場合)場合においては、業種に関係なく免除可能になるように改善していただきたい。あるいは従来、電気用品安全管理法施行規則で存在した 600W 以上のプリンター免除条項を 3,000W 以上のプリンターとして免除条項を新規に定めていただきたい。

48. 電気用品安全認証(KC)制度関連電気用品安全管理法改定【新規】

複写機やプリンター等の事務機器の構造、使用方法等によって今まで安全事故が発生した事例がない。また、製造業者が直接 KC 認証に相当する製品試験を通じて安全性確認を自ら実施しているにもかかわらず、電気用品安全認証制度(KC)に対して複写機は安全認証対象電気用品、プリンターは自律安全確認対象電気用品となっているため、再度同様の試験を韓国で実施する等、韓国における商品展開上、必要以上のロード(Load)及びコストが発生している。

電気用品安全管理法で複写機は安全認証対象から自律安全確認対象、プリンターは自律安全確認対象から供給者適合性確認対象に規制緩和をしていただきたい。

49. 電気製品の KC 認証取得緩和【新規】

電気製品において取得が義務付けられている KC 認証ですが、試験所で合格した物のみ KC 認証が取得できます。認証取得の為に、一旦商品を海外の工場から試験所に送り、試験が終わった商品をまた工場に戻すと言う作業が必要で有る。また、商品自体の変更ではない変更が生じた場合も、全ての商品に関して、変更修正申請をする必要が出てくる。これら申請に関しては先進国同様、自己認証等への移行等、緩和していただきたい。

50. 通関時の KC 認証貼付有無の確認強化【新規】

電気製品に対しての KC 認証は義務つけられており、弊社では取得のために韓国仕向けを開発し、認証取得にも多額の経費を支払っているが、現状では通関時の KC 認証取得の有無確認が充分に行われておらず、並行輸入で同じ商品でも他地域仕向けの KC 認証非取得製品や競合他社の KC 認証非取得同等品が多く輸入されている。KC 認証取得を義務付けるのであれば、通関時の KC 認証の有無確認を強化し、KC 認証非取得製品が通関できないよう、改善していただきたい。

51. 「K マーク」、「ECO マーク」の認証制度の見直し【継続／内容変更】

「K マーク」(あるいは Q マーク)は任意認証制度でありながら公共入札の条件となっており、調達基準*や入札条件に明確に記載されているため、任意でなく必須で取得する必要がある。一般的に市場で販売される工業製品には K マークを取得しているものがほとんどなく、表示の義務もない。審査手続きは改善されてきているが維持費用の企業負担が大きい。

一方、「ECO マーク」も任意認証制度であるが公共入札審査時の加算項目となっている。日本同様、グリーン購入などの点で認証の必要性は認めるが、対象製品別認証基準が多岐にわたり、取得維持費用の企業負担が大きい。

「K マーク」(同様の Q マーク)は制度を廃止するか、調達基準から削除するとともに、公共入札条件への記載をやめていただきたい。「ECO マーク」は対象製品別認証基準を見直しして、環境に関係ない審査基準を見直ししていただきたい。

52. IT 製品に対する関税賦課の免除【継続／内容変更】

韓国は世界貿易機構(WTO)加盟国であり、1996年のWTO シンガポール閣僚会議にて、ITA(情報技術協定)加盟国間でのITA 品目の輸出入では非課税と規定しているにもかかわらず、税関において一部品目が課税対象のままになっている。例えばWTO・WCOではプロジェクター同様なフラットパネルディスプレイに関してITA適用の解釈を表明しており、ITA協定主要参加国である米国・欧州・日本などでは0%の関税率を適用している。

プロジェクターを含むすべてのIT製品が非課税・非関税化となっているか全点検していただきたい。非課税・非関税化が認められた場合、品目分類の見直しと関税率の修正、補正後の遡及適用による関税還付をしていただきたい。

個別要望事項 (新規 6 項目)

53. 学院法の規制緩和【新規】

韓国には学院法と言う法律が有り、各教育庁毎に、1分当たりの授業料単価(約 100KRW~300KRW/1分)が制定されてしまっている。規定通りの授業料収入のみで、本社へのロイヤリティ支払い、講師謝礼を賄っていくは、十分に品質を保つ事が困難である。また、学院は教育用途施設でしか開校出来ない規定が有る為、開校出来る施設が限られてしまう。このような学院法の規制を緩和していただきたい。

54. 日本製品の輸入通関の際のサンプル提出に関する改善【新規】

日本からの輸入品は放射能検査などのため、輸入ロット毎にサンプルの抜き取り検査が行われる。一度段ボールを開封してしまうと、その段ボールに梱包された商品は通常品としての出荷ができなくなる。また、日本からの輸入品については放射能検査をして合格した公的機関の証明書を添付しているの、実質ダブルチェックになっている。そのため、最初に輸入する際にだけ抜き取り検査を行い、2回目以降は簡素化していただくとともに、欧米での日本製品の輸入規制を参考に安全性について客観的に審査を行うようお願いしたい。

55. リベート摘発医薬品給付停止及び除外処分時期の是正調整【新規】

リベートで摘発される医薬品は、リベート金額や反復件数等に応じ保険給付停止警告・停止・除外などの処分を受ける。保健福祉部は、リベートで摘発された医薬品に対する処分を裁判所の 1 審判決後に実施しているが、一審判決によって給与停止処分を受けた製品が、控訴審・上告審などで判決が覆されることもある。このような場合、一審判決から最終判決までの期間中の経済的損失については保健福祉部が補償しなければならないが、補償算定が非常に難しい事に加え、既に市場で競争力を失った製品が事業上改善する可能性も低く、両者(政府・製薬会社)に不利益が生じる。そのため、リベート摘発医薬品の処分時期を最終判決確定後に実施するよう是正いただきたい。

56. 希少疾病医薬品の薬価申請における医療経済性評価資料(費用効果性資料)提出の省略化【新規】

希少疾病医薬品に指定されており、“対象患者数が少ない希少な疾患に使う薬剤”の場合、薬価申請の際、医療経済性評価の費用効果性を立証する資料の提出を省略できる。しかし、“対象患者数が少ない希少な疾患に使う薬剤”に属さずとも、希少疾病医薬品である場合、医療経済性評価資料を提出しなければならないが、医薬品の費用効果性を立証することは極めて困難であり、当資料の提出の必要性が薬価申請の障壁となる。そのため、希少疾病医薬品の中で費用効果性を立証する資料の作成や提出が困難な薬剤については、費用効果資料の提出を免除いただくと共に別の方法をご検討いただきたい。

57. 薬剤の決定および調整基準の見直し【新規】

現制度上は先発品の特許切れに伴い、後発品が薬価収載された場合、先発品の薬価は引き下げられる。しかし、後発品が承認取得したにも関わらず販売をしない場合については、先発品の薬価は引き下げられてしまう。そのため、後発品が、薬価収載後の2年間に保険請求がない場合、または、許可取下げ等の理由で実質的に販売されない場合には、引き下げられた先発品の薬価を当初の薬価まで回復いただきたい。

58. 危険分担制度(リスクシェアリング制度)における適用対象の拡大【新規】

危険分担制度とは、新薬の効能・効果や保険財政影響などに対する不確実性やリスクを製薬会社が一部負担することにより保険薬価を取得できる制度である。しかし、適用対象が抗癌剤や希少疾患治療剤の一部(保健福祉部告示の算定特例に関する基準に明示された疾患)に限定されており、適応対象範囲を“標準治療法がない医薬品”や“標準治療法の失敗後に使用される医薬品”等にまで拡大していただきたい。

建議事項（本文）

1. 労働分野

件 名	1. 通常賃金の定義及び計算方法【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>延長勤務手当や夜間勤務手当などの算出の基礎となる「通常賃金」については、労働基準法施行令において「勤労者に定期的・一律的に所定勤務または総勤務に対して支払うことと定められた時間給金額・日給金額・週給金額・月給金額又は請負金額をいう」と定義されている。また、通常賃金算定指針（労働部例規第 476 号）において、「就業規則などに支給条件、金額、支給時期が定められたり、全勤労者に慣例的に支給して社会通念上勤労者が当然支給してもらえるとの期待をもたらす場合」に支払われる賞与金については、「平均賃金」に該当するものの「通常賃金」には該当しないと例示されており、企業側はこれに従って通常賃金の算定を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、この取扱いについては法令上明記されておらず、多様な解釈を生ずる規定となっていたため、2013 年 12 月 18 日の大法院全員合議体判決において、賞与をはじめとし、雇用労働部の示した例示の中で通常賃金に含まれないとされた手当についても通常賃金に含まれるとする解釈を生むこととなった。</p> <p>これにより、労働者からの通常賃金範囲拡大要求による賃金交渉の難航、過去に遡って未払い賃金を精算するよう求められる等、現場では大きな混乱が生じている。大法院の判決に沿って賃金体系を変更した場合、多くの企業において人件費が上昇する見込みであり、収益悪化による経営環境への支障、人員縮小などが予想される。</p> <p>また、法令の解釈によって、企業の人事コストが大きく変わるような事態は、経営上の重大な懸念事項であり、日系企業の投資抑止要因となりかねない。</p> <p>※日本では、労働基準法において、割増賃金の基礎となる賃金には、施行規則で定める賃金は算入しないと明記した上で、施行規則において、「一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」は算入しないと規定しており、大法院判決のような解釈は生じ得ない。</p>
改善要望	<p>(1) 法令の解釈によって企業の人事コストが増大する事態は問題であり、雇用労働部が過去より大法院判決まで運用してきた通常賃金算定指針の趣旨（賞与等は通常賃金に含めない）を明確に法令上に規定する法整備を早急に行い、今後解釈を巡って議論が生じないよう適切に対応すること。</p> <p>(2) 過去の賃金未払い分の取り扱いについて、企業負担の程度や労使合意の有無にかかわらず、これまで通常賃金算定指針通り対応してきた企業の負担にならないよう貴政府が適切に対応すること。</p>

<p>関連機関、 関連法令等</p>	<p><関連法令> 勤労基準法 勤労基準法施行令第 6 条 通常賃金算定指針(改正 2012. 9. 25 、雇用労働部例規第 47 号)</p>
<p>備 考</p>	

件名	2. 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>韓国では勤労基準法第 94 条(規則の作成、変更手続)において、「①就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得なければならない、②就業規則を申告する際、労働組合等の意見を記録した書面を添付しなければならない」と法律により規定されており、就業規則の改定に最大の障壁となっている。</p> <p>SJC では毎年、法人会員を対象に「労働・労務アンケート調査」を実施しているが、本件について、以下のようなコメントが寄せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の変更において、その内容が合理的な場合であっても多少労働者側に不利な場合、同意手続きが無いと変更できず規程改定が困難で、こういったことが会社経営の重大な危機に繋がることを認知し、迅速な法改正を願う。 ・定年延長はやらざるを得ない中で、賃金ピーク制の導入に組合同意が必要だとすると、組合としては反対し続けなければ定年延長のみ獲得できるわけで、企業体力を失うばかりであり、FAIRNESS が欠如している。 ・03 年の勤労基準法改正に合わせた月次有給休暇の廃止、年次有給休暇の上限設定(25 日迄)、生理休暇の無休化等を行いたいが、本義務があるゆえに改定が有名無実化。 <p>今回、通常賃金問題では労働側への「利益変更」が行われる一方、貴政府の指導される「未来志向の賃金体系への改編」については「不利益変更」とみなされるため、利益変更と同時にされる不利益変更は同意規定外とみなす等運営指針の充実化を図ったり、手続き面においても、日本のように、必ずしも既得権益との比較でなく、本当の意味で「労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性等」を判断できる第三者、すなわち司法機関(裁判所－貴労働委員会)に判断を委ね、企業が体内・対外的な環境の変化に速やかに対応し、労働条件及び服務規律等を弾力的に運営できるよう要望するものである。</p>
改善要望	<p>上記現状及び問題意識を踏まえ、以下の2点についてお願いしたい。</p> <p>① 勤労基準法第 94 条第 1 項(規則作成、変更手続)にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃をしていただきたい。</p> <p>② 勤労基準法において規定されている手続き面の改定、すなわち a.就業規則の作成・変更にあたっての労働部長官への届出(勤労監督官の審査)義務、即ち勤労基準法第 94 条 2 項の撤廃、b.判断力のある司法機関での判断をお願いしたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連法令> 勤労基準法第 94 条</p>
備考	<p>日本においても、就業規則変更の際は労使間で交渉するのが通例であるが、必ずしも「同意」を必要としていない(勤労基準法第 90 条、労働契約法第 9 条、10 条)</p>

件 名	3. 有給休暇の買取禁止【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>これまで実施してきた各種施策を通じて、雇用労働部が年次有給休暇の取得促進に向け尽力していることは高く評価しているが、実際の年次有給休暇取得率向上への影響は依然として限定的である。</p> <p>有給休暇制度は、あくまで労働者が健康的な生活を送るために「休暇を取得する権利」であり、使用者が賃金支給を理由に労働者の休暇取得を阻むことを制限するものである。従って、有給休暇を金銭で買い取るのは制度の本来の目的から外れており、また買取制度の撤廃/上限設定を「不利益変更」とすることも、本来の趣旨とかけ離れている。</p> <p>一部の日系企業においては、2003年の勤労基準法改正によって年次有給休暇の付与・買取とも上限が設けられたにもかかわらず、不利益変更であることを理由に、付与・買取とも上限を設けることが出来ず、長期勤続者の買取日数は年間50日に達し、「休暇を取得する権利」が金銭的な既得権益と化している事例も存在する。</p> <p>韓国同様に日本においても、有給休暇取得を自粛する価値観は存在しているが、原則として買取は認められていない。このような価値観の下に有給休暇買取制度が存在することは、有給休暇取得率の促進にとって、著しい阻害要因と考える。実際、世界的にも有給休暇の買取を認めているのは、部分的に留めているか、あるいは消化率が高い国に限られている。かかる事情を踏まえ、本来の「休暇を取得する権利」の行使促進に向け、有給休暇買取制度の制限を積極的に検討頂きたい。</p>
改善要望	<p>上記現状及び問題意識を踏まえ、以下の3点について実施していただきたい。</p> <p>(1) 有給休暇の買取補償を原則禁止化</p> <p>(2) (上記が困難な場合)以下の項目を不利益変更から除外。</p> <p>① 有給休暇の買取廃止</p> <p>② 休暇付与日数及び買取対象日数の上限日数設定</p> <p>(3) 有給休暇取得促進に向けた施策・広報活動の実施</p> <p>① 旧正月・中秋節以外に、一週間程度の連続休暇取得を推奨。</p> <p>② 有給休暇取得率の数値目標設定と、これを達成した企業へのインセンティブ付与</p>
関連機関、関連法令等	〈関連法令〉 勤労基準法第1条、5条、61条、94条1項
備 考	日本の場合、行政解釈(昭和30年11月30日基収4718号)において、「法定日数内の有給休暇の買上げ」は違法とされている。また、有給休暇の取得を促進する手段として「計画年給制度」(労働基準法39条5項)を制定しており、「8月中5日間の夏休みを計画年休にする」等、従業員個人の時季指定権や時季変更権を排除して休暇を取得させることが可能となっている。

件 名	4. 非正規職の使用期間制限延長【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>貴政府は非正規職保護政策を強化しているが、統計庁発表の数字を見ると2009年の非正規職保護法施行以降も非正規職の割合に大きな変化は見られない。(2010年33%、2011年34%、2012年33%、2013年32%、2014年32%)</p> <p>非正規職の割合が高い要因は、主に以下の3点にあると考える。</p> <p>(1)手厚い正規職保護</p> <p>社会環境の変化の激しい現在、企業は柔軟な組織運営を行う必要があるが、現状の手厚い正規職保護のもとでは、将来の大きな負担となる可能性のある正規職の採用には慎重にならざるを得ないのが実情である。</p> <p>(2)非正規職の短い使用期間</p> <p>韓国社会において非正規職に対して社会的ステータス・賃金が低いイメージが定着しているが、これは2年間という短い雇用期間であるがために、非正規勤労者のほとんどが単純な業務や作業にしか従事しておらず、市場価値が低位に留まっていることが一因であると考えます。SJC 法人会員に対して非正規社員の使用期間(2年間)についてどう思うかとのアンケートを実施したところ、非正規社員を雇用している会社の半数近くが短いと回答した。その理由として、使用者は2年ごとに非正規職社員の採用と教育を繰り返すことが負担になっており、勤労者はせっかく慣れた職場を2年で離れなければならないことに負担と不安を感じているというものが多かった。使用者も勤労者も2年を超えて非正規社員としての継続勤務の意思があるのにも関わらず、本法のために継続勤務できないということであった。ライフスタイルの多様化により、非正規職として長期勤務を希望する勤労者もいる。使用者側としても正規職での雇用は難しいが、非正規職であれば雇用できるというケースもある。</p> <p>(3)非正規職の自発的選択</p> <p>統計庁発表の2014年3月労働形態別付加調査結果によると、非正規職の雇用を自発的に選択した非正規職勤労者は49.2%(前年同月と同一)であり、非正規職の半数近くは自発的に非正規職雇用を選択している。現代社会においては勤務形態や勤労に対する価値観も多様化しており、ワークライフバランスのために非正規職を自発的に選択する人も多い。非正規職から正規職への転換を図ることが、必ずしも勤労者保護に繋がっていないと考える。</p>
改善要望	<p>(1)非正規職の使用期間延長</p> <p>①勤労者の安定的な雇用機会確保のためにも、非正規職の使用期間の延長をご検討いただきたい。</p> <p>②専門性の高い特定の職種や特定の条件においては、派遣期間を無制限にできるようにご検討いただきたい。</p> <p>(2)常用雇用型派遣事業の法制度化</p>

	<p>①前回、貴政府からは法制化について「慎重に検討する必要あり」との回答を頂いたが、現在の検討状況や今後のスケジュールにつきご開示いただきたい。</p> <p>②近年若年層の高い失業率が社会問題化しているが、若年層に安定した雇用条件のもと、多様な就業機会を提供することで雇用のミスマッチを防ぎ、失業率改善にも寄与すると考えられる当該事業の法制度化をご検討いただきたい。</p>
<p>関連機関、 関連法令等</p>	<p><関連法令> 期間制および短時間勤労者保護等に関する法律 派遣勤労者保護等に関する法律</p>
<p>備 考</p>	

2. 税務分野

件名	5. 課税官庁による税務及び関税調査【新規】
現状／問題点	<p>国税庁は、経済活性化及び外国人投資を促進させるため、税務調査の件数(年間1万8千件以下)および期間(10～30%)を短縮する計画であり、売上高3千億円以上の法人は主に5年周期の定期循環調査で運営し、非定期調査(深層税務調査)は抑える計画をマスコミに発表した。</p> <p>一方で政府は安全保障および福祉予算(5年間134兆円)の財源確保手段の一つとして、国税庁・関税庁の税務調査人力を増員(500名追加)して、移転価格など特殊関係を利用した租税回避、外国為替取引および輸出入通関要件関連分野の非定期調査を強化している。</p> <p>そのため、調査対象企業は、例年の調査に比べて厳しい調査を受けており、納得いかない税金追徴があるか、もしくは、通常業務にロード(Load)がかかる。</p>
改善要望	<p>税務調査に関して調査前に、より具体的な調査目的(項目)や手続き等を明らかにするようにしていただきたい。それにより、事前の準備が可能となり、より短期間(又は書面等)での調査が可能となる。</p> <p>また、取りあえず、課税し、不満があれば納税者が不服してほしいというスタンスよりは健全な納税文化を創るために納税者にアドバイスする方向に切り替えていただきたい。それにより企業はより厳格に法令遵守に基づいたOperationが可能となり、また税務調査対象に選定される場合においても効率的な準備も可能になる。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 企画財政部租税政策課 国税庁調査企画課 関税庁</p> <p><関連法令> 国税基本法第81条の6 国税庁訓令第1945号「調査事務処理規定」</p>
備考	<p>韓国経済新聞が2014年1月主要外資系企業26社の役員へのアンケートを行った結果、回答企業の半分以上が、昨年の経営環境が悪化した要因として政府の過度な税務調査のプレッシャーを選択した。</p>

件名	6. 最低限税率の増加の抑制【新規】
現状／問題点	<p>グローバル化により、各国が優良企業を誘致するため法人税率を引き下げる傾向であるが、韓国は法人税の最低限税率を1%引き上げることで企業の法人税負担が増加傾向にある。</p> <p>韓国の法人税率は下がりつつあるものの最低限税率は増加傾向である。安全保障及び福祉向上のために財源の確保が必要なところ、今回の最低限税率の引き上げが1回だけではなく、今後さらに上げていくのではないかと不安感がある。最低限税率を上げていくのは企業経営の予測可能性が低くなり、将来のリスクになる。</p>
改善要望	最低限税率の増加を抑制していただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 企画財政部法人税制課/国際租税制度課</p> <p><関連法令> 法人税法 第55条</p>
備考	

件名	7. 過少資本税制の適用基準強化【新規】
現状／問題点	<p>国税庁は国外支配株主等からの借入金が出資金額の 3 倍を超過する場合、支払利息を損金不算入しているが、2014 年改正税法では出資金額の現状 3 倍を 2 倍に変更する計画である。</p> <p>外国企業の韓国現地法人は必要な資金を国外支配株主等に依存するケースが多く、今回の倍数変更(縮小)のため税務上支払い利息否認が増えて税金負担が大きくなる。</p> <p>韓国進出を決定した段階では 3 倍を基準にして事業計画を立てたが、2 倍になるとその分収益性が悪化され、事業計画の見直しが必要な場合もある。</p> <p>又、日本を含めた他の先進国の過少資本税制の倍数は 3 倍が多いと思われる。</p>
改善要望	<p>過少資本税制の倍数を変更せず、3 倍を維持していただきたい。OECD 租税協約に基づいて租税条約上の独立企業原則及び差別禁止条項に反すると考えられる。もしくは、倍数を変更するのであれば 会社が事業計画を修正し、対応できるように相当の猶予期間をおいていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 企画財政部租税政策課 国税庁国際租税課</p> <p><関連法令> 国際租税法: 14, 15 条「過小資本税制適用基準」</p>
備考	<p>過少資本税制は日本も同じ税法が存在(子会社借入金が法人出資金額持分の 3 倍を超過する場合、その 資本持分の 3 倍を超える金額に対応する支払利子の損金算入は認められない規定)するが、3 倍限度の借り入れ基準は長年改正が行われず維持されてきた。</p>

件名	8. ロイヤルティに関する損金認定基準【新規】
現状／問題点	<p>ロイヤルティの損金認定基準は、国際租税調整法に基づいており、①事前に約定があること、②ロイヤルティの対象となっている役務に価値が認められること、③その価値が適正であること、④それを立証できる書類が揃っていること、によって、決定される。</p> <p>税務調査の際、上記の 4 要件をめぐって納税者と課税官庁の摩擦が増えている。ケースバイケースでは完成品を輸入して国内で販売している外資系企業の特許権に基づくロイヤルティ費用を、韓国国内で製造していないという理由で、特許権消尽論を挙げて費用として認めていないこともある。</p>
改善要望	<p>海外特殊関係者との取引が国際租税調整法上、移転価格に特に問題がない限り、当事者間の約定による特許の実施(Royalty)、商標使用料を認めていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 国税庁国際租税管理官および国税庁法人税局 企画財政部国際租税制度課</p> <p><関連法令> 法人税法第 19 条及び同法施行令第 19 条 特許法第 2 条(3 号)、商標法第 2 条(7 号) 国際租税調整に関する法律第 4 条～第 13 条</p>
備考	

件名	9. 関税の更正や修正申告時の修正税金計算書の発行について【新規】
現状／問題点	<p>従来は、事由を問わず、関税を過剰に徴収した場合、もしくは輸入者が間違っ て納付した場合であれば、税関長が修正輸入税金計算書を発行した。そのため、関 税の課税価格が変更された場合、追加で負担することになった付加価値税を売上 税額から控除することができた。</p> <p>しかし、2013年7月1日に付加価値税法第35条が改正され、修正輸入税金計 算書の発行が限定された。つまり、税関長が関税の課税価格を更正する前に輸入 者が自主的に修正申告をした場合や、輸入者が後で更正がなされることを予め知 っている状態で修正申告する際に、輸入者に更正や修正申告の帰責事由がないこ とを証明した場合にのみ、修正税金計算書が発行されることになった。</p> <p>ところが、実務上、更正や修正申告の際に、輸入者に帰責事由がないことを証明 するのは難しいことから、修正税金計算書は発行されず、関税の課税価格及び関 税の増加による付加価値税の追加負担分について、仕入税額控除を受けることが できなくなる。</p> <p>関税調査の際、輸入財貨の移転価格調整によって関税の課税価格が増加し、 追加で関税を負担することがある。その際、移転価格の調整が行われたことだけ を理由に、関税を誠実に申告しなかったと見做され、追加負担する輸入付加価値 税に対し税金計算書が発行されないというのは、特に過度な規制である。</p>
改善要望	<p>関連法令の補完を通じて、改正前のように、事由を問わず、更正又は修正申告 した場合でも、税関長が税金計算書を発行し、輸入付加価値税の税額控除ができ るようにしていただきたい。</p>
関連機関、 関連法令等	<p><関連機関> 企画財政部税制室付加価値税制課</p> <p><関連法令> 付加価値税法第29条 付加価値税法第35条</p>
備考	<p>日本では消費税の修正申告や仕入税額控除にあたり、関税の修正申告等によ って増加した消費税は除くという規定はない(消費税法第30条、消費税法基本通達 11-1-1)。つまり、関税の修正申告等により増加した消費税は、支払った消費税と して修正申告ができるようになっている。</p>

件名	10. 外国人投資に対する法人地方所得税減免の改正【新規】
現状／問題点	<p>一定条件(租税特例制限法第 121 条の2の第 1 項)に該当する外国人投資については韓国政府より色々なインセンティブが与えられている。しかし、そのインセンティブのうち、改正地方税特例制限法の施行により地方税算出において『インセンティブ考慮後の法人税』をベースにする従来方式から課税標準をベースにする算出方式に変更されたため、法人地方所得税減免の恩典が受けられなくなった。即ち、外国人投資のうち、個人投資については地方所得税を減免する規定があるが、法人投資については地方税を減免するかどうかに関する規定がないため、法人地方所得税の減免を受けられない。</p> <p>過去の法律に基づいて投資し、一定条件に該当され韓国政府よりインセンティブの対象として選定され、税金が減免されてきた外国人投資企業が減免期間中にも拘らず、減免を受けられないのは投資時のビジネスプランには反映できてない予測できなかったものである。</p>
改善要望	改正地方税特例制限法の施行前に投資が行われ、租税減免承認を受けた外国人投資企業については従来通り、法人地方所得税を減免して頂きたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 行政自治部、企画財政部</p> <p><関連法令> 地方税特例制限法第 153 条 租税特例制限法</p>
備考	

件名	<p>11. 外国所在の親会社の資産総額算定時の適用換算率【継続／内容変更】 中小企業基本法施行令 第3条(中小企業の範囲)1項第2号ナ目関連。 第7条の2(資産総額)第3項の外国法人の資産総額をウォン価に換算する場合に適用される外貨換算率に関する件【継続】</p>
現状／問題点	<p>中小企業基本法施行令 第3条(中小企業の範囲)の趣旨は、法人税法に従い日常的に処理される企業の会計処理に直接影響を及ぼすものではなく、その企業の中小企業該当可否判断に関するものであります。</p> <p>従って本建議は、外国人投資企業に対する法人税法上の特惠を要請しているものではない事を明確に申し上げます。</p> <p>海外所在の持株会社の資産総額には変化が無いにも関わらず、外貨換算率基準で韓国通貨に換算するために、換算率の変動により中小企業に該当したり、除外される場合が発生し、安定した会社経営に支障を受けております。</p> <p>2009年11月19日付で“直前事業年度末日現在又は直前事業年度の平均換算率を適用し、金額の小さい方とする”と中小企業基本法施行令第3条第1号ナ目が新設されましたが不安定要素は解消せず、継続して改善要請を行ってまいりました。2014年4月14日改正、2015年1月1日施行予定のこの度の改定は、“直前5ヶ年の事業年度の平均換算率を適用する”と改定前より流動的要素が大幅に長期化されることになり、絶えず変動する外貨換算率による不安定要素が5年間に亘り持続することになり、このような流動的な不安定要素の無い内国人中小企業に比較して、不利益を強要されている外国人投資中小企業は絶えず不安定な環境で経営せねばなりません。</p>
改善要望	<p>中小企業基本法施行令 第7条の2(資産総額)第3項を、外国人投資中小企業の安定的経営基盤確立の為に下記の通り改定していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の設立登記日の換算率もしくは当該事業年度末日現在の換算率を適用し、換算された金額の小さい方を選択する。 2. 事後に増資が行われた場合は、増資資金の銀行への払い込み日の換算率もしくは当該事業年度末日現在の換算率を適用し、既存の資本金と増資額の比率に合わせ案分計算する。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 産業通商資源部、中小企業庁</p> <p><関係法令> 中小企業基本法施行令</p>
備考	<p>2009年3月31日より要請開始(KOTRA 協調)。</p>

<p>件名</p>	<p>12. 国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求制度の改善 (国際租税調整に関する法律第10条の2、関税法第38条の4)【継続／内容変更】</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>輸入業者に対する不合理な租税負担を軽減するため2011年12月31日に国際租税調整に関する法律及び関税法に該当条項(国税の正常価格と関税の課税価格を相互連係及び調整する)が制定されている。即ち、二重課税防止のために関税の課税価格が更正される場合に国税を更正請求したり、国税の正常価格が更正される場合に関税を更正請求できる制度が設けられているが、国税調査や関税審査においては関連法規が必ずしも正しく適用されているとは言い難く、輸入業者に一方的に不利な状況が生じている。両価格間に差が発生し、一方の課税官庁で課税された場合、具体的にどのようなケースが更正請求の対象になるか、その差をどのように算定するか等の計算根拠が規定されておらず、更正請求制度が活性化されていないのが現状である。</p> <p>国際租税調整に関する法律の‘国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求’が2012年7月1日施行された以降、該当規定に基づいて更正請求を行っている案件が2～3件あるが、いずれも棄却されている。</p> <p>該当更正請求が棄却されることに対し、両課税当局は国税の正常価格算出方法と関税の課税価格決定方法は計算根拠が相違することから、関税法により決定された課税方法を国際租税調整に関する法律では受け入れ難いという立場である。このような観点から接近するならば、ほとんどの場合、本制度の適用が不可能である。</p> <p>法律では更正請求ができるようになっているが、還付を担当する両官庁(国税庁、関税庁)の正常価格計算方法が異なるために還付に至っていない。</p>
<p>改善要望</p>	<p>国税庁と関税庁は、国税の正常価格または関税の課税価格が更正された場合で、具体的にどのような価格調整が更正請求対象になるかを法令にその要件を具体的に規定し、実際の還付ができるように協議していただきたい。</p>
<p>関連機関、 関連法令等</p>	<p><関連法令> 国際租税調整に関する法律第10条の2、関税法第38条の4</p>
<p>備考</p>	

件名	13. 過小資本税制適用時の通常条件の借入金に関する課税当局の承認手続の新設(国租法第 14 条第 3 項,国租令第 27 条)【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>国際租税調整に関する法律において、国外支配株主からの借入金自己資本の 3 倍(金融業の場合、6 倍)を超過する場合には、超過する部分の借入金に対する支払利子は損金として認められていない。</p> <p>これをいわゆる「過小資本税制」と呼びますが、法人が、国外支配株主からの借入金を通常条件で行われた借入金であることを証明した場合には、上記の倍数を超過する部分の借入金に対する支払利子も損金として認められることとされている。</p> <p>通常条件で行われた借入金であるかどうかを証明することにつき、関連施行令では、当該借入金事実上の出資に該当しないことについての証明資料及び比較可能な法人の自己資本に対する借入金の倍数に関する資料を法人税申告期限までに課税当局に提出するように規定されている。</p> <p>関連施行令は、上記の証明資料を課税当局に提出するという規定が規定されているのみであり、課税当局が当該資料の提出を受けた際の承認義務、承認手続及び承認期限に関する規定は規定されておらず、また、当該証明資料の提出の持つ効力についても規定されていない。</p> <p>これにより、納税者は、現行関連法令のみでは予測可能性が著しく低いため、通常条件の借入金に該当している場合にも、現実的には自己資本の 3 倍を超過する借入金に対応する支払利子は保守的に損金として処理していないのが実情。2013 年の建議について最近 3 年間、納税者の資料提出のケースがなかった点などを考えると、改正の実益が大きい理由で受入困難の意見でしたが、関連規定を制定すれば資料提出ケースが出ると思われる。</p>
改善要望	課税当局(管轄地方国税庁長)の承認による減価償却資産の耐用年数の特例適用と同様、法人が通常条件の借入金であることを証明する書類を提出する際の課税当局の承認手続関連規定を制定していただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連法令></p> <p>国際租税調整に関する法律第 14 条第 3 項</p> <p>国際租税調整に関する法律施行令第 27 条</p>
備考	

件名	14. 韓国に拠点をもっていない日本企業の生産委託に関する付加価値税の取り扱い【継続】
現状／問題点	<p>韓国に拠点を設置せず、韓国企業に生産を委託し、委託生産された財貨を海外に搬出せずにそのまま韓国内で販売する場合、事業者登録を行い、税金計算書を発行すべきかについて疑問点がある。</p> <p>現行の付加価値税法上、法人税法第94条による国内事業場を外国法人の事業場と規定しており、一般的に法人税法第94条の規定による国内事業場の範囲は、各租税条約で規定する恒久的施設(PE:Permanent Establishment)の範囲より幅広く規定されている。従って、租税条約で規定するPEの範囲には該当せず法人税が課税されない場合にも、法人税法第94条による国内事業場の要件を満たす場合、付加価値税法上の事業者登録及びその他付加価値税法上の諸義務を負うことになる。</p> <p>即ち、韓国に拠点をもっていない日本企業が韓国企業に生産を委託し、委託生産された財貨を海外に搬出せずに韓国内で販売する場合、在庫保有代理人(法人税法施行令第133条第1項1号)に該当し国内事業場になり、ほとんどの租税条約ではこれをPEと規定していないため法人税の納税義務はないが、付加価値税法上の事業者登録及びその他申告納付義務が発生する。最悪の場合、法人税の申告納付義務はないが、付加価値税の申告納付義務のある事業場がでる矛盾がある。</p>
改善要望	<p>上記のような理由で、付加価値税法施行令第4条第5項の外国法人に対する事業場規定の但書として、「ただし、租税条約により、法人税または所得税が課税対象になる所得に関連する場所に限る」を挿入していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連法令> 付加価値税法施行令第4条第5項</p>
備考	

3. 金融分野

件名	15. 教育税法上における繰り越し欠損金制度の導入及び現物金融商品取引損益とデリバティブ(派生)商品取引損益と通算の許可【新規】
現状／問題点	<p>現行の教育税法上では、証券会社を含む各金融機関が行うデリバティブ商品及び派生結合証券を活用したポートフォリオ取引で発生した各四半期毎のデリバティブ関連の純取引利益(評価利益は除く)に対して0.5%の教育税を課している。しかしながら、このような四半期毎の取引利益に限定した現行の教育税の課税システムは、当該ポートフォリオ取引に関連して、前四半期に既認識された取引損を繰り越したり、次四半期に認識され得る純取引損に対しては、当該四半期に認識した利益と相殺するシステムがないため、教育税は金融機関で認知した事実上の純取引利益に課されるべき所得税にもかかわらず、現実的には、該当証券会社が認識した最終取引損益よりもっと大きな税金を負担する結果をもたらしてしまう不都合がある。</p> <p>また、現状の証券会社が行っている主な取引の形態は現物の金融商品取引とデリバティブ商品取引と間のポートフォリオを活用した収益構造をとっているにもかかわらず、現行の教育税法上では現物の金融商品取引で発生した取引損益とデリバティブ商品取引で発生した損益と相殺を認めてないため、事実上、証券会社のポートフォリオ取引の純取引損益規模に比べて過度な教育税を負担しているのが実情である。</p>
改善要望	<p>前四半期に発生した欠損金を次の決算に繰り越しさせ、以降の課税期間の課税所得と相殺を可能にする繰り越し欠損金制度を導入して頂くか、少なくとも、現行の四半期毎の課税で会計期間別課税に課税期間を拡大して事実上、四半期毎の繰り越し欠損金の一部の相殺でも認めていただきたい。</p> <p>加えて、証券会社の普遍的取引形態を反映して、実質的な取引純利益に対する課税がされるよう、現物の金融取引から発生した取引損益とデリバティブ商品取引で発生した損益の相殺を認めていただき、該当証券会社の事実上の取引利益に対する実質課税をしていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 国税庁(NTS)</p> <p><関係法令> 教育税法施行令第4条</p>
備考	

件名	16. 店頭デリバティブ(派生)商品売買に伴う危険額限度規制の緩和【新規】
現状/問題点	<p>資本市場と金融投資業に関する法律では、証券会社別の営業用純資本の比率に対する規制に加えて、店頭デリバティブ(派生)商品売買による危険額限度に対して、金融投資業規定に委任、追加規制をしている。</p> <p>このような店頭派生商品取引に対する複数の規制は、金融機関が新たな成長動力の機会を多角化したトレーディング商品の開発、特に、投資家の多様な投資ニーズを反映した店頭派生商品の開発及び取引を活用した収益創出に見出そうとする市場のニーズが適切に反映されていない。</p> <p>又、2014年6月30日から店頭派生商品に対する中央清算所(CCP)を通じた義務清算が導入されることになり、店頭派生商品取引における決済リスクが相当緩和され、事実上取引所に上場されている店頭派生商品と同じ取引形態を維持しているため店頭派生商品に対する個別の追加資本規制は、過剰な規制である。</p>
改善要望	<p>資本市場と金融投資業に関する法律及び金融投資業規定で規制している店頭派生商品に対する追加規制(金融投資業規定)を緩和していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 金融委員会(FSC)</p> <p><関係法令> 資本市場と金融投資業に関する法律 166-2 条、 金融投資業規定 金融監督規定 5-49</p>
備考	

件名	17. 先物為替ポジション限度規制の緩和・撤廃【新規】
現状／問題点	<p>先物為替ポジション限度は外国銀行の場合、自己資本対比 150%以内である。外貨資金を借り入れて、これをウォン資金へスワップする取引は、外国銀行ソウル支店の重要なウォン資金調達手段であるが、これは先物為替限度算出の対象であるため、国内市場への健全かつ安定的な資金供給に制約となっている。</p> <p>また、外国銀行のウォン資金調達の源泉(投資及び貸付の期首資金)となる外貨資金は、大半を国外本支店借入りに依存しており、リーマンショックなど過去の事例からも明らかなように、外国銀行の本支店借入れは、短期的な投機資金とは異なり、流動性危機の発生時でも安定的に残高が維持されてきた。</p> <p>従って、外貨資金の急激な流出入防止という本規制の趣旨に照らし、本規制の強化は外国銀行支店に過度な負担を強いるものである。</p>
改善要望	今後とも外国銀行が国内産業界に安定的に資金を供給し、産業の健全な育成を促すため、先物為替ポジション限度の緩和や廃止していただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連法令></p> <p>外為取引規定第 2-9 条の 2 第 2 項第 2 号</p>
備考	日本には、同様の法令・規制は存在しない。

件名	18. 為替デリバティブ(派生)商品リスク管理基準の緩和【新規】
現状／問題点	<p>金融機関は企業投資者が保有している、または保有予定の資産・負債・契約など危険回避対象の実需を確認した後、為替派生商品取引ができる。また、企業投資者と為替派生商品取引時のリスクヘッジ比率を最大 100%以内で運営しなければならない。</p> <p>本規制が導入された 2010 年 1 月以降、銀行は企業投資家とウォン貨先物為替取引を締結する都度、取引残高(他行残高を含む)がヘッジ取引限度の範囲内であることを確認しているが、概してヘッジ比率は十分に低く、実際に実需の 100%に到達するケースは極めて稀である。</p> <p>結果的に本規制は一部悪用事例を防止する為、多くの企業投資家(専門投資者)の円滑な取引を阻害し、銀行に対して過度の確認負担を強いる結果となっている。最近、金融監督院では本規制の効率性を引き上げるため、改善方案を出しているが、依然として銀行に過度な確認負担となっている。</p>
改善要望	同規制の趣旨を考慮すると、ヘッジ比率確認対象を大口取引に限定するか、もしくは、事前確認ではなく事後的かつ定期的な確認など、運用方法を緩和していただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 金融監督院</p> <p><関連法令> 銀行業監督業務施行細則第 41 条(金融機関の内部管理)、 別表 15-2「為替派生商品取引リスク管理基準」</p>
備考	日本には、同様の法令・規制は存在しない。

件名	19. 金融機関の業務委託に関する金融監督院の規制緩和【新規】
現状／問題点	<p>金融機関への Internet Hacking/個人情報流出事故が頻繁にあることにより、金融監督院は「金融会社の情報処理及び電算設備の委託に関する規定」を公表して金融機関が情報処理業務を委託する際の制限を強化した。</p> <p>金融機関に対してより厳しくなる情報保安に対応するため、1 社のみで受託業務を遂行することが困難になるケース(中小企業が受託した場合など)がある。</p>
改善要望	<p>1. 情報処理を受託した者が受託した業務を第 3 者に再委託する必要がある場合、“金融会社の情報処理、電算設備の委託に関する規定”の第 4 条の②項に規制されている金融監督院長が例外として認める条件を明確にする等、“業務再委託 Guideline”の制定を要望。また、例外承認手順の簡素化と例外承認の申し込みを業務受託業者からも申請可能にしていきたい。</p> <p>2. 受託企業が ISO27001 を取得している場合、受託企業の裁量で再委託企業を選定出来るように現行金融監督院規定を改定していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 金融監督委員会</p> <p><関連法令> 個人情報保護法 金融会社の情報処理及び電算設備の委託に関する規定 第 4 条(情報処理の委託)</p> <p>金融会社は認可等を受けた業務を営むにあたり、情報処理が要求され場合、これを第 3 者に委託することができる。ただし、業務を受託する会社が海外に所属する場合は、委託金融会社の本社・支社および系列会社に限る。</p> <p>…省略…</p> <p>④第①項に従い、情報処理を委託された者は、委託の業務を第 3 者に再委託することはできない。ただし、金融利用者保護、金融監督権限行使の可能性を阻害しない範囲内で、金融監督院長が認める場合には、再委託することができる。これに従い、情報処理を再委託する場合、情報処理委託に関する本条第②項・第③項、第 5 条、第 7 条、第 8 条を準用する。</p>
備考	<p>在韓アメリカ大使館及び在韓ヨーロッパ商工会議所も情報処理委託可能範囲に対する拡大を要請している。</p> <p><関連新聞記事 LINK 参照></p> <p>http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=101&oid=032&aid=0002437249</p> <p>http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=101&oid=033&aid=0000026959</p>

件名	20. 設備資金における自己資金支払から外貨建貸出実行までの期間【継続】
現状／問題点	<p>外貨貸出取扱指針によると、借主が既に自己資金等で事前に支払いを行った設備に対する外貨建貸出については、用途及び時期に適った資金でない為、原則的に認められない。</p> <p>しかし、設備資金であると確認される場合に限って、自己資金で対応した時より3ヶ月以内であれば、設備資金への外貨貸出が許容されているが、3ヶ月という期間は極めて短い。</p>
改善要望	<p>自己資金で対応したことに関する証憑を確認できる場合は、3ヶ月より期間を長くすることとしていただきたい。また、貸出実行後、直ちに送金することとなっているが、海外用途であることが確認できれば、指定取引外為銀行等へ一定期間(1ヶ月以上)の預入を容認していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 韓国銀行</p> <p><関係法令> 外貨貸出取扱指針 6. 実需要証憑の認定範囲</p>
備考	

件名	21. 国内における外貨実需要のための外貨貸出の容認【継続】
現状／問題点	<p>韓国へ進出している外国人投資企業は、韓国の大手企業からの要請より進出しているケースが多く、色々な事情により諸取引の通貨を外貨建てにする場合が多い。即ち、韓国企業などへの販売の際及び仕入れなどの際にも外貨建てが多い。</p> <p>国内での外貨建て取引に当てるために外貨が必要になり、銀行に借入を要請した際、外国為替銀行は海外で使われる資金ではないのを理由として外貨貸出を容認していない。</p> <p>関連条文:「外国為替銀行は次の各号のいずれかの一に該当する資金の支援のための外貨貸付を提供してはならない。ただし、国際局長の定める国内施設資金の貸付はこの限りではない。」(外国為替取引業務取扱細則代 2-9 条)</p> <p>1. ウォン貨に両替して使用する目的で提供する資金</p> <p>2. <u>その他海外での使用を目的としない資金</u></p> <p><事象></p> <p>現在、海外での実需に対応する場合のみ、外貨貸出が可能である。</p>
改善要望	<p>販売通貨が外貨である外国人投資企業が為替リスクを無くすために韓国内への支払いも外貨で行っている場合、外貨が必要な実需要になるので韓国内の払いについても外貨支払いのエビデンスによって、外貨での借入を認めることとしていただきたい。</p> <p>具体的には、上記規定2. <u>その他海外での使用を目的としない資金</u>の項目の撤廃、もしくは改正をしていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関></p> <p>韓国銀行</p> <p><関係法令></p> <p>外国為替取引業務取扱細則代 2-9 条(外貨貸付の用途制限)</p>
備考	

件名	22. 韓国銀行が運営中の海外送金の報告システムの改善【継続】
現状／問題点	<p>銀行は海外送金について、1000 米ドル以上は送金目的別に韓国銀行と連結された報告システムに入力しなければならず、輸入代金決済の海外送金については、輸入承認証(import license)の品目コード等詳細な情報を入力しなければシステム報告ができないようになっている。</p> <p>一方、年間 USD50,000,000 の輸入実績がある企業については、海外送金証明書類の提出が免除されているので企業は輸入承認証を銀行へ提出する義務がないが、銀行は韓国銀行への報告の為、顧客に輸入承認証を要請している。</p> <p>ところが、送金方式が輸入代金の前払送金であれば報告システムに輸入明細を入力する必要がないため、銀行側としては正確な報告を行うことを大前提として対応しているものの、一部の企業は送金取引において、実態とそぐわなくても輸入代金の前払送金と申告している可能性がある。</p> <p>この場合、韓国銀行の報告システムには、実際の取引内容と異なる送金情報が入力されており、韓国の統計を歪める結果となる。</p>
改善要望	<p>この件に関する具体的な見解を関税庁より伺った上で、年間 5000 万米ドルの輸入実績がある企業については、海外送金証明書類の提出が免除されている外為取引規定に合わせ、詳細な情報を入力せずにシステム報告できるようにしていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 韓国銀行 関税庁</p> <p><関係法令> 外為取引規定</p>
備考	

件名	23. 外国為替健全性負担金制度等外貨建資金調達に関わる規制の緩和 【継続】
現状／問題点	<p>2011年8月1日施行の外国為替健全性負担金制度では、同日以降、各銀行は外貨建て負債の日次平均残高に対して以下の高率の負担金が賦課され、毎事業年度終了後4ヶ月以内に通知される金額を同5ヶ月以内に韓国銀行へ米ドル建てで納付することとなった(3月決算の日本の銀行は2012年8月末が初回納付期限)。</p> <p>(賦課料率:1年以下:20bp、1-3年:10bp、3-5年:5bp、5年以上:2bp)外国銀行支店の資金調達は主に外貨借入に依存しているため、本制度の施行により資金調達コストが大幅に上昇する。</p> <p>外国銀行支店の外貨借入れは、その大半が国外本支店からの調達である。リーマンショックなど過去の例からも明らかのように、本支店借入れは市場からの調達資金とは異なり、流動性危機の発生時でも安定的に残高が維持された。従って、急激な資本流出を抑制すると本制度の趣旨に照らし、安定資金としての性格が強い本支店借入れも対象に含めた負担金の賦課は、外国銀行支店に対して過度な負担を強いるものと考えられる。</p> <p>負担金による調達コストの上昇分は、結果として貸出先である一般企業や韓国の金融機関向けの貸出利率に転嫁されやすく、韓国経済や産業界全体の負担増となる可能性がある。</p> <p>また、外国為替健全性負担金制度以外にも、2007年8月以降、外貨貸出及び外貨建発行債券投資に関わる規制も強化されてきており、外国銀行支店のビジネスが制約を受けると同時に、韓国内企業の円滑な外貨資金調達に影響を及ぼす可能性もある状況。</p>
改善要望	<p>今後とも外国銀行支店が当地産業界に必要な外貨資金を安定的に供給する役割を担い、産業の保護や健全な育成を促すため、負担金の料率を現行の半分以下に軽減していただきたい。</p> <p>急激な資本流出を緩和すると本制度の趣旨に照らし、安定資金としての性格が強い本支店借入れに対する負担金の軽減措置をご検討いただきたい。</p> <p>外国銀行支店が金融サービスを安定的かつ円滑に提供できる環境を整備すべく柔軟な金融政策をご検討いただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 韓国銀行(外貨健全性負担金関連機関)</p> <p><関係法令> 外国為替取引法第11条2、 外国為替取引法施行令第21条2~21条10</p>
備考	日本において同様の規制は存在しない

4. 知的財産分野

件名	24. 韓国特許庁の情報提供制度の是正【新規】
現状／問題点	<p>1. 韓国特許庁の情報提供制度について</p> <p>韓国において、韓国特許庁に審査の的確性及び迅速性の向上のために、審査の当事者でない第三者から新規性や進歩性を有していないなどの情報を提供する制度が日本、米国、欧州と同様に存在します(日本で特許施行規則第 13 条の 2; 米国で”third party submission”, EPO で”third party observation”と呼ばれるもの)。</p> <p>韓国における該制度の運用は頻繁に変更されるのですが、現在は、以下のようになっています。</p> <p>(1) 情報提供があった旨は公開される(日、米、欧と同様)</p> <p>(2) いわゆる匿名で提出できる (日、米、欧も提出者名の省略もしくは代理人名での提出が可能で実体と同様)</p> <p>(3) 情報提供の内容は公開されない(韓国のみ)</p> <p>(4) 情報提供者が審査官と面談して情報に関する釈明や特許の可否について説明ができる(韓国のみ)</p> <p>このような制度下では、(有用な情報を開示している)出願人が感知できないところで、匿名の第三者が「特許すべきでない」という圧力を審査官に与えることにより、特許要件の基準が揺らいだり、次から次へと提出される先行技術文献により拒絶理由が繰り返されることが実際生じております。</p> <p>一方、出願人は反論の材料を十分に与えられず、他国と比べ出願人に不利な状況となっています。</p>
改善要望	<p>上述の(3)(4)に関し、出願人が有用な情報を開示する代償として独占権を付与するという特許制度の主旨に反する状況を生じるため、他国と同様の運用としていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 特許法第63条の2</p>
備考	<p>日本においては、「特許付与前の情報提供における情報提供者は特許出願の審査における当事者ではありませんので、提供した情報に関する釈明や対象出願の特許の可否についての説明等のために面接等により審査官と情報提供者とが連絡をとることはできません。」とされています。</p> <p>日本特許庁のHP(http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/jyouhou_03.htm)を参照のこと。</p>

件名	25. 医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)に係る薬事法の見直し【新規】
現状／問題点	<p>1 2012年3月韓米FTA発効により医薬品の許可と特許を連携させる制度(パテントリンケージ)が導入され、韓米FTAが定める3年の猶予期間により、一部規定について、2014年3月に薬事法改正法律案の立法予告及び同年7月に再予告がなされた。</p> <p>2 薬事法改正法律案において、特許目録に登載された医薬品(登載医薬品)の特許権者は、登載医薬品の安全性・有効性に関する資料を根拠とする後発品の販売制限を申請することができ、食品医薬品安全処長(食薬処長)は、一定の要件を充足する場合に、当該後発品の販売を制限しなければならないとされている。</p> <p>3 しかしながら、販売制限中であっても後発品の品目許可取得者は後発品の薬価収載することが可能であり、その場合には(後発品の品目許可取得者の HIRA への対応如何によっては)特許権の存続期間中にもかかわらず新薬の薬価引下げの危険が生じるのである。したがって、有効に登録された特許権の存続期間中に販売することを目的とする後発品の品目許可申請に対して承認を与えるべきではない。</p> <p>4 同じ登載医薬品の後発品であっても、結晶特許や製剤特許、用途特許については後発品Aは特許権を侵害しないが、後発品Bは特許権を侵害する場合が充分あり得る。したがって、食薬処長は、「登載医薬品の安全性・有効性に関する資料を根拠として品目許可された同一の医薬品が既に存在する場合」にも、販売制限を許可すべきである。</p>
改善要望	<p>1 薬事法改正法律案の第50条の9等の「販売制限」は「許可停止」(Approval Stays)に修正いただきたい。</p> <p>2 薬事法改正法律案の第50条の9第2項第2号の「登載医薬品の安全性・有効性に関する資料を根拠として品目許可された同一の医薬品が既に存在する場合」は削除いただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連法令></p> <p>2014年7月に再立法予告された薬事法改正法律案第50条の9等</p> <p>2014年7月に再立法予告された薬事法改正法律案第50条の9第2項(韓米FTAが定める3年の猶予期間により一部規定は追って立法化予定)</p>
備考	<p>日本においては、先発医薬品をカバーする有効に登録された特許権存続中は、後発医薬品は品目許可されない。</p>

件名	26. 後発品発売遅延による特許権者の不当利得返還請求の撤廃【新規】
現状／問題点	<p>1 2014年6月に、国民健康保険法改正法律案が立法予告された。</p> <p>2 国民健康保険法改正法律案において、新薬の特許権者の販売制限の申請によって食品医薬品安全処長(食薬処長)が販売制限処分をし、これにより後発品の販売が制限されると新薬の薬価が引き下げられなくなることを前提として、その後、特許訴訟又は審判において特許無効又は非侵害と判断された場合、後発品の販売制限がなければ引き下げられたであろう薬価差額分に相当する健康保険公団の支出を、新薬の特許権者の不当利得とみなして徴収する趣旨の条項が新設された。</p> <p>3 しかしながら、係る薬価差額分に相当する支出は、食薬処長による薬事法改正法律案第50条の9第1項の行政処分(販売制限)が原因であり、また、新薬品目許可取得者が維持された薬価で新薬を販売して得た利益は民法上の不当利得ではない。さらには、正義または公平の観念に反する条項である。</p>
改善要望	国民健康保険法改正法律案第101条の2第1項第2号を削除いただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連法令></p> <p>2014年6月に立法予告された国民健康保険法改正法律案第101条の2第1項第2号</p>
備考	

件名	27. 特許権存続期間の延長規定の見直し【新規】
現状／問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2014年6月の改正で特許権存続期間の延長が可能な回数について、これまで告示により1回に制限していたものを、特許法89条に規定し直した。 2. しかし、例えば、特許権が、「有効成分 A 成分を有する鎮痛剤」であり、「有効成分 A を有する鎮痛用注射剤」について新薬の許可を受けた場合、当該特許権に係る「鎮痛剤」のうち、「注射剤」については当該新薬の許可により実施可能であるものの、特許権の権利範囲の残余の部分、例えば、「錠剤」については実施ができない。 3. それにもかかわらず、特許権存続期間の延長を当該「注射剤」により受けたことにより、「錠剤」による2回目の延長が受けられない場合、当該「錠剤」に係る特許権の存続期間は、担保されないこととなる。 4. このように、特許権について、その権利範囲の一部のみについて新薬の許可等を受け、特許権存続期間の延長を受けていたとしても、当該特許権に含まれる残余の部分について特許権存続期間の延長が受けられないとすると、結局のところ、当該特許権全体について、適正な特許権存続期間の延長が受けられないことになってしまう。 4. 新薬の開発には、膨大な時間と研究費が必要とされているところ、このように改良された医薬製剤や、あるいは第2医薬用途等について、それぞれの新薬の許可等により実施可能となった特許権の範囲に対し、それぞれ特許存続期間の延長が認められないとなると、十分な特許保護の恩恵を受けられないことになり、韓国におけるこれら医薬品の発費投資、あるいはジェネリック薬の市場投入についてのインセンティブを失う原因となる。
改善要望	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特許権存続期間の延長について、新薬の許可等を受けた範囲に応じ、個別に延長することを可能とし、特許権において一回限りという回数制限を無くしていただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 特許法89条</p>
備考	

件名	28. 延長された特許権の効力範囲の適正化・IMDの廃止【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>1 改良新薬制度の存在により、韓国においては特許期間延長時に塩やエステルのみが異なる事実上の後発品である改良新薬が上市可能である。延長された特許権の効力の範囲につき改良新薬を対象として争った事件は少ないが、例えば、特許法院第5部判決(2013 ホ 2828 権利範囲確認(特))に照らして考えると、延長された特許権の効力範囲の範囲が有効成分そのもののみと判断される懸念があり、その場合は先発医薬品の保護が不十分であると言わざるを得ない。</p>
改善要望	<p>1 延長前の権利範囲に当該改良新薬が包含される場合において、延長された特許権の効力に穴が生じることを防ぐため、特許法 90 条の延長登録出願時に有効成分の塩・エステルを限定しない形で出願できるようにするか、裁判所において塩・エステル違いの改良新薬が延長された特許権の効力範囲に入るよう特許法 95 条の解釈を変更していただきたい。</p> <p>2. 或いは、このような問題を引き起こす原因となっている韓国独自の改良新薬制度(IMD:塩・エステルの違いによって事実上の後発品医薬を後発品とは別個に承認する制度)を廃止していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 食品医薬品安全処、特許庁、裁判所(特許法院)</p> <p><関係法令> 特許法 89 条、90 条、95 条、薬事法</p>
備考	<p>同様の制度を運用している米国及び欧州では、延長された特許権の効力は有効成分の異なる塩及びエステルにも及ぶことが規定されている。</p> <p>IMD は韓国独自の制度である。</p>

件名	29. グリーンリスト運用の改善【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>1 2012年3月韓米FTA発効により医薬品の許可と特許を連携させる制度(パテントリンケージ)が導入された。新制度の下、公衆に利用可能となる医薬品特許目録(グリーンリスト)には、医薬品販売許可取得者が提供した当該医薬品をカバーする特許情報が掲載されるとともに、KFDSが独自に作成した当該医薬品をカバーするクレームが掲載される。KFDS作成のクレームは、特許クレームよりも概して狭く作成されている。</p> <p>2 KFDSが独自にクレームを作成することの法的根拠、作成されたクレームの法的効力が不明である。また、後発品許可申請者の特許権者への通知義務及び後発品市販許可が自動的に遅延される範囲がKIPOの審査を経て登録された特許クレーム範囲に基づくことの立法化がなされていないために、KFDS独自クレームと登録特許クレームとの関係が不明である。</p> <p>3 KFDSの権限は医薬品の有効性及び安全性の審査に限られるところ、「医薬品特許目録の審査において当該医薬品の許可を受けた事項と直接関連した特許」かの要件を審査することは、その権限範囲を超えている(薬事法改正法律案第50条の5第1項第2号)。</p> <p>4. 現行の制度は、①登載特許が限定的となり、本来の権利範囲について登載が行えない、②登載特許が限定的であるため、後に許可申請がなされたジェネリック薬が特許権侵害であるにもかかわらず、特許権者への通知が適正になされない、③登載特許と特許権が異なるため、特許権に基づく権利侵害訴訟に勝訴しても、食品医薬品安全処においては、権利侵害と判断されない可能性がある、④今後の権利侵害訴訟において、特許権が登載特許に限定され司法判断される恐れがある等の問題を含んでいる。</p> <p>KFDS: Korean Ministry of Food and Drug Safety KIPO: Korean Intellectual Property Office</p>
改善要望	<p>1 KFDSにクレーム作成権原がないこと、KFDSにより作成されたクレームには法的効力がないこと、特許権行使においてKFDS作成クレームが特許登録クレーム解釈にいかなる影響も及ぼさず参酌されないことを確認させていただきたい。</p> <p>2 後発品許可申請者の特許権者への通知義務及び後発品市販許可が遅延される範囲が、登録特許クレーム範囲に基づくことの立法化を要望する。</p> <p>3 薬事法改正法律案第50条の5第1項第2号を削除いただきたい。</p>

<p>関連機関、 関連法令等</p>	<p><関連法令> 薬事法第 31 条(3)、(4) 薬事法施行規則第 24 条(1)、第 30 条の 2、3 薬事法改正法律案第 50 条の 5 第 1 項第 2 号 (韓米FTAが定める3年の猶予期間により一部規定は追って立法化予定)</p>
<p>備 考</p>	<p>日本においては、当該医薬品をカバーする特許情報の目録は公表されない。</p>

件名	30. 侵害訴訟における立証責任バランスの適正化【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>1. 特許権侵害事件は、その特性上、侵害品を特定する証拠や、侵害行為を立証する証拠、損害額を立証するための証拠は、被告側が有していることが多く、原告特許権者側がこれを全て立証することは酷である。</p> <p>2. そのため、韓国特許法においても、損害額の推定、過失の推定、損害の計算に必要な文書の提出命令等に関する規定を置き、立証責任の緩和・転換を図っているが、侵害行為の立証、侵害品等の立証等については、そのような規定が置かれておらず、結局、原告特許権者の立証負担が依然として大きく、ひいては、きわめて低い特許侵害成立率という現状につながっており、特許制度が有効に機能していない。</p> <p>3. また、韓国特許法132条では、損害の計算に必要な場合にのみ文書提出命令が規定されており、その他侵害行為の立証や侵害品の立証をするための文書の提出命令等が規定されていない上、韓国民事訴訟法292条は、裁判所の職権調査を規定し、同347条1項において文書提出命令、同4項で同344条に規定する提出拒否ができない場合に当たるか否かについての文書提出命令等を規定するものの、同344条では、専ら文書を所持する者が利用するための文書は、提出が拒否できるなど、結局のところ、特許権侵害訴訟という事件の性質に照らすと、当該文書提出命令の規定が機能していない。</p> <p>4. 2013年度の建議に対する回答で、「侵害行為の立証ための書類も文書提出命令対象とする特許法改正を進めることについて検討」との回答をいただいているが、日本特許法104条の2のような被告に挙証責任の転換を図る制度については長期検討とされているところ。</p>
改善要望	<p>1. 被告が侵害行為や侵害品を否認する場合、被告において自己の行為や物品等を立証する規定を置き、立証責任のバランスの適正化をしていただきたい。</p> <p>2. 被告に対する侵害行為や侵害品の立証に必要な文書の提出命令導入について具体的に検討を進めていただくと共に、被告に具体的態様の明示義務を負わせるなど、特許権者における立証負担の緩和をしていただきたい。</p> <p>3. また、文書の提出命令に関しては、これを拒否した場合、仮にその文書が専ら当該文書所持する者が利用するためのもの等の事情があったとし、特許権侵害訴訟という裁判の性質にかんがみ、適切な裁判の遂行といった観点から、その拒否が正当といえるか否かを裁判所が判断可能な制度としていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 韓国民事訴訟法、特許法</p>

備 考	<ol style="list-style-type: none">1. 日本においては、侵害行為や訴訟額の立証に関し、被告に挙証責任の転換を図(特許法104条の2)るとともに、侵害行為の立証に必要な行為を立証するための文書の提出命令、及び当該提出命令の拒否が「正当な理由」によるものか否かを裁判所が判断する規定(同105条)が設けられている。2. また、例えば、米国ではディスカバリー制度がある。
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

件名	31. 営業秘密の保護強化【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>1. 韓国の不正競争防止及び営業秘密に関する法律では、営業秘密流出に対し、民事的及び刑事的制裁が可能となっている。</p> <p>2. しかし、実際には、例えば、サムスンディスプレイとLGディスプレイといった韓国大手企業同士においてさえ、相互に営業秘密を流出させているとの事件が報道され、さらに、「2012年度知的財産活動実態調査」(韓国特許庁、貿易委員会)によると、営業秘密の管理指針を遵守しているとする企業は、34.5%に過ぎず、営業秘密流出が後を絶たない。</p> <p>3. また、ジェトロソウル事務所においても、営業秘密流出に関する相談がしばしば寄せられており、対韓投資上の障害となっている。</p> <p>4. 2014年の法改正で営業秘密流出に対する罰則の重罰化が図られ、教育・啓蒙活動も行われてはいるが、今年に入ってから営業秘密流出事件が続いており、引き続き法制面の整備や教育・啓蒙活動を強化する必要がある。</p>
改善要望	<p>1. 営業秘密流出に対する懲罰的賠償等による賠償額の適正化などにより、営業秘密流出に対する抑止力の強化をお願いしたい。</p> <p>2. また、営業秘密保護に関する教育、啓蒙を強化し、自社の営業秘密を守るといった観点だけではなく、他社の営業秘密についても遵守するという企業意識の醸成をお願いしたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 不正競争防止及び営業秘密に関する法律</p>
備考	

件名	32. 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>1. 韓国では、コンピュータプログラムの保護に関し、記録媒体に記録されたコンピュータプログラムについては特許法による保護の対象とされているが、コンピュータプログラム自体は、保護対象となっていない。</p> <p>2. しかし、インターネット等ネットワークの普及に伴い、ネットワーク上でプログラムを流通・販売等をさせることが一般的になっている昨今、ネットワーク上での流通・販売等は、記録媒体を用いていないことから、侵害製品が流通・販売等されていたとしても、これらに対し直接的な権利行使を行うことができない状況となっている。</p> <p>3. これに関し、韓国特許庁は、2013年度の建議事項の回答の中で、審査基準の改正を進めているとの回答であり、実際、2014年6月に一旦は、改正についてプレスリリースがなされたにも関わらず、その後再度変更を行い、結局実質的な変更はなく、コンピュータプログラム自体を保護する制度とはなっていない。</p> <p>4. 韓国は、ソフトウェア産業が発達している上、世界有数のネットワーク社会である以上、これらの問題は韓国企業においても同様であると考えられ、本制度改正は、知財先進国として、模倣品を排除し、韓国企業にも大きな恩恵を与えるものと思慮する。</p>
改善要望	1. コンピュータプログラム自体を物として直接保護することが可能となるよう、早期に立法化及び審査基準の再整備をしていただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 特許法2条、韓国審査指針書</p>
備考	日本及び欧州特許庁では、このような請求項の表記が許容されている。

件名	33. 知的財産権侵害に対する損害額の適正化【継続／内容変更】
現状／問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 韓国特許法等では、権利侵害に対する損害の額の推定規定や、侵害行為に対する過失の推定規定が導入され、知的財産権侵害に対する権利者保護の強化が図られている。 2. しかし、実際には、知的財産権侵害訴訟に対し、権利者が勝訴する割合が極めて低く、また、法院で認められる損害賠償額もきわめて低額であり、実態のライセンス料に満たない場合も少なくない。同時に、無効審判において権利が無効とされる割合も他国と比べて高い状況である。 3. そのため、権利者の保護が十分に図られていないばかりではなく、むしろ事前にライセンス料を支払うよりも、権利侵害訴訟で負けた方が得であるといった雰囲気醸成されており、相手方の知的財産権を尊重するという土壌の形成が妨げられている。 4. また、損害額の計算に必要な書類は、侵害者側が有していることが多いため、韓国特許法132条では、侵害行為による損害の計算に必要な書類の提出命令規定が設けられているが、韓国民事訴訟法344条、347条では、専ら文書を所持する者が利用するための文書は、提出が拒否できるなど、結局のところ、特許権侵害訴訟という事件の性質に照らすと、当該文書提出命令が機能していない。
改善要望	<ol style="list-style-type: none"> 1. 損害賠償額認定の適正化と、必要であれば懲罰的損害賠償制度の導入をしていただきたい。 2. また、損害額の計算に必要な書類の所有者がその提出を拒否した場合、当該提出の拒否が「正当な理由」によるものであるか否かを裁判所が判断可能な制度としていただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 韓国民事訴訟法、特許法128条、130条、132条等</p>
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本では、文書提出命令の拒否に対し、裁判所が当該拒否に対し「正当な理由」の有無を判断する制度となっている（特許法105条）。また、損害額の立証がきわめて困難である場合は、裁判所が相当な損害額を認定することが可能とされている（同105条の3）。 2. 米国では、ディスカバリー制度や懲罰的損害賠償制度が導入されている。 3. その他、前提が違うため、直接の比較とはならないが、国際的に同様の権利で争っている先般のアップルとサムスン電子による知的財産権侵害訴訟の判決を参考まで挙げると、韓国地方法院では、損害賠償額がアップル側約 4000 万ウォン、サムスン電子側約 2500 万ウォンであったのに対し、米国地方裁判所の陪審

	員評決では、当初、サムスン電子側約10億5000万ドル(約1兆1550億ウォン)、後日減額されたとはいえ、なお約4億5000万ドルとなっており、前提の違いを考慮しても韓国での損害賠償の低さが際立っている。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

件名	34. 特許法における輸出の保護【継続】
現状／問題点	<p>1. 韓国では、商標法及びデザイン保護法においては、輸出を実施行為と定めているが、特許法のみ、その実施行為として輸出が規定されていない。</p> <p>2. そのため、特許権侵害について、特許法に基づく輸出差止等を求めることができない状況となっている。</p>
改善要望	<p>1. 特許法においても、他の商標法、デザイン保護法と同様、輸出を実施行為として規定していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 特許法2条</p>
備考	<p>日本では、輸出が発明の実施行為として保護されている。</p>

件名	35. 退職審判官・裁判官の関連事件への関与禁止【継続】
現状／問題点	<p>1. 一つの特許権に関する権利範囲確認審判、無効審判、及び侵害訴訟が同時に進行している事件において、審判の審決取消訴訟において特許権者側に不利な判断を行った裁判官が退官後、直ちに当該関連する侵害訴訟の相手方（侵害者側）の訴訟代理を行う事例が発生している。</p> <p>2. 審決取消訴訟と、関連する侵害訴訟とは、それぞれ別の事件であるとして、このような行為は除斥ないし忌避の事由に当たらないとする考えかもしれないが、関連する事件において、上述のような対応は、当事者にとって裁判の構成を妨げる事情として、きわめて不信感を抱かざるを得ず、裁判官、弁護士等の職業倫理にもとる行為である。</p>
改善要望	<p>1. 権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判、侵害訴訟は、実質的には一つの特許を巡る知財紛争事件であることから、これらの審判、判決に関与した審判官、審判官が退職後、当該事件の訴訟代理となる場合、除斥ないし忌避事由としていただきたい。</p> <p>2. 仮にそれができない場合であっても、相手方に有利な審決・判決を行った審判官・裁判官が関連する訴訟の相手方代理人となるようなことは、職業倫理の観点から自ら回避するよう、教育等を通じて弁護士等法曹関係者の倫理観の向上を図っていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 韓国大法院、特許庁</p> <p><関係法令> 韓国民事訴訟法、特許法</p>
備考	

件名	36. 通常実施権の対抗要件の見直し【継続】
現状／問題点	<p>1. 韓国では、通常実施権について登録をしなければ、当該特許権を後に取得した者(転得者)に対し、対抗することができない。</p> <p>2. しかし、オープンイノベーションが進む昨今、一つの製品に千件以上にも及び特許権が関連していることもあり、それらすべての特許権に対する通常実施権を登録し管理することは、人的にも費用的にも負担が大きく、一方、これらを登録しなければ、当該特許権を後に取得した者に対して対抗できないため、韓国におけるビジネスを不安定なものとしている。</p>
改善要望	<p>1. 通常実施権について、登録をしなくても当該特許権を後に取得した者に対する対抗要件が発生するいわゆる当然対抗制度にしていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 特許法118条</p>
備考	<p>1. 主要国のほとんどは、通常実施権についての当該対抗要件は、当然対抗とされている。</p> <p>2. また、日本においても当該当然対抗要件に移行している。</p>

件名	37. 特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容【継続】
現状／問題点	<p>1. 現在、韓国においては、多重引用した他の従属項等をさらに多重引用する従属項(いわゆる、マルチのマルチクレーム)が認められていない。</p> <p><マルチのマルチクレームの例></p> <p>請求項1 Aを有する装置</p> <p>請求項2 さらにBを有する請求項1に記載の装置</p> <p>請求項3 さらにCを有する請求項1又は2に記載の装置</p> <p>請求項4 さらにDを有する請求項1～3のいずれかに記載の装置</p> <p>請求項5 さらにEを有する請求項1～4のいずれかに記載の装置</p> <p>2. そのため、発明の多面的な保護の観点からみて支障をきたしている。</p>
改善要望	<p>1. いわゆるマルチのマルチクレームの表現を認めていただきたい。</p> <p>2. 本要望について、韓国特許庁は、2012年度の建議事項に対する回答において、審査官、法院、第三者等における発明の把握が困難になる、審査官の業務負担が増加する等の理由から国際的調和を考慮して長期検討するとの回答をいただいているところ、このような請求項の表記は、日本だけでなく、例えば欧州等でも許容されており、実際、大きな問題は生じていない。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関></p> <p>特許庁</p> <p><関係法令></p> <p>特許法42条8項、特許法施行令5条</p>
備考	日本及び欧州特許庁では、このような請求項の表記が許容されている。

件名	38. 拒絶理由通知への応答、不服申立等の基本期間の長期化【継続】
現状／問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 韓国では、審査官の意見書提出通知(拒絶理由通知)に対して応答が可能な期間は、国内外出願人問わず基本的に2ヶ月間に設定されている。 2. しかしながら、外国出願人は、審査官が通知する拒絶理由の内容や、引用されている韓国語文献について、翻訳が必要であるため、当該指定期間内での対応が困難となっている。 3. また、同様に、拒絶決定に対して審判、再審査などの不服申立を請求することのできる期間が基本的に30日間とされており、対応が困難となっている。 4. 一方、例えば、拒絶理由通知書に対する応答の基本期間は、日本3ヶ月、米国3ヶ月、欧州4ヶ月、中国4ヶ月、台湾3ヶ月であり、外国出願人に対する韓国の基本期間は、明らかに短いものとなっている。
改善要望	<ol style="list-style-type: none"> 1. 拒絶理由通知に対して応答が可能な期間、及び拒絶決定に対する審判・再審査の請求が可能な期間について、基本期間自体を主要他国等と同様、3～4ヶ月間としていただくと共に、拒絶決定に対する不服申立(審判請求、再審査請求)の期間も同様に長期化していただきたい 2. また、指定期間内に応答がない場合、期間延長が申請されたものとみなすよう、指定期間の延長制度を導入していただきたい。 3. これに対し、韓国特許庁は、2012年度の建議において、当該期間の延長が可能である旨回答しているが、外国出願人は、いわゆる特許管理人(代理人)を通じて手続を行うことが義務付けられていることから、その手続や手数料などが必要となってしまうため、基本期間自体を長期化していただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 特許法等</p>
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本では、拒絶理由通知に対する応答が可能な期間は、外国出願人に対しては3カ月であり、また、拒絶査定に対する審判請求期間も3カ月である。 2. また、その他主要等も、上述のように3～4カ月とされている。

件名	39. 特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算【継続】
現状／問題点	<p>1. 韓国では、新薬の許可手続等に必要な期間について、特許権の存続期間を延長する制度が設けられているところ、韓国特許庁では、「食品医薬品安全処長の承認を得て実施した臨床試験期間と食品医薬品安全処で必要とされた許可申請関連書類の検討期間を合わせた期間」(「特許権存続期間の延長制度運営に関する規定」、特許庁告示第 2012-17 号)を当該許可等に必要な期間としている。</p> <p>2. そのため、韓国における新薬の許可等手続において、外国での臨床試験結果を韓国食品医薬品安全処(MFDS)に提出し、MFDS が当該新薬の許可等のために当該資料を参酌した場合であっても、当該外国での臨床期間は、新薬の許可手続等に必要な期間として認められていない。</p>
改善要望	<p>1. 新薬の許可手続等による特許権の存続期間の延長において、MFDS が新薬許可のために参酌した臨床試験については、海外で実施されたものであっても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 特許法92条</p>
備考	<p>日本においては、国内の新薬許可等の処分を受けるために必要不可欠な臨床試験であって、行政庁が定めた基準に沿って実施され、当該処分を受けるのに密接に関係しているものであれば、外国で実施した臨床試験期間も特許権存続期間の延長に算入している。特許権存続期間の延長に算入している。</p> <p>また、米国においても、外国臨床試験期間を参入している。以下のページをご参照いただきたい。</p> <p>http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2753.html</p> <p>[上記ページの一部抜粋:] For instance, when the clinical trials are conducted outside of the United States, An applicant should include an explanation as to why the date claimed is the date on which such clinical investigations had commenced.</p>

件名	40. 侵害訴訟における法院での特許権等の有効・無効判断【継続】
現状／問題点	<p>1. 先日、韓国大法院において、全員合議体において従来の判例を変更し、無効審決が確定する前であっても、その特許が無効審判によって無効になることが明白な場合は、その特許権に基づいた権利行使は、特別な事情がない限り権利乱用として許容されるものではなく、侵害訴訟において、法院が当該特許発明の進歩性の有無について審理、判断をすることができるものとして、特許無効の抗弁を認める旨の判決(2010ダ95390、2012年1月19日判決宣告)を行った。</p> <p>2. 一方で、このような重要な判例がなされているにもかかわらず、韓国特許法にはこれが反映されておらず、不安定な状態となっており、安定した運用がなされるか否か懸念を生じている。</p>
改善要望	<p>1. 大法院全員合議体による判例を尊重し、かつ安定した運用がなされるよう、法改正等の措置により、侵害訴訟における法院での特許等の有効・無効判断(無効抗弁)を制度として確立していただきたい。</p> <p>2. これに対し、韓国特許庁は、2012年度の建議に対する回答として、侵害訴訟法院の管轄集中、及び技術判断体系の整備などの先決問題を解決した後、長期にわたり慎重に検討するとしているが、既に大法院の全員合議体でなされた判決である以上、早期に立法化し、安定化させていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 特許法</p>
備考	<p>日本では、特許法104条の3により、侵害訴訟において当該特許が無効にされるべきものと認められる場合、権利の講師ができない旨立法されており、侵害訴訟において、無効抗弁が広く認められている。</p>

件名	41. 予見性のある安定した権利の付与【継続】
現状／問題点	<p>1. 韓国では、審査官による審査を経て権利が付与された特許権に対し、無効審判による無効率が約60%以上と高く、安定した特許制度の妨げとなっている。</p> <p>2. また、このように特許権が不安定であることも一因となり、侵害訴訟における特許権者の勝訴率も20%程度といわれており、特許権の実効的な行使が行えない状況である。</p>
改善要望	<p>1. 権利者勝訴率向上及び無効審判における無効化率低減のため、審査、審判、権利行使に至るまで、瑕疵のない予見性のある強い権利の設定がなされるよう、審査、審判、法院における特許性等の判断基準の統一を図っていただきたい。</p> <p>2. これに対し、韓国特許庁は、2012年度の建議の回答において、審判院と法院との特許性判断基準統一化に向けた多様な政策を推進中であるとしており、その成果が実務にフィードバックされるようにしていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 大法院、特許庁</p> <p><関係法令> 特許法</p>
備考	<p>日本の場合、無効審判における無効率は、約30%台であるほか、米国特許法282条には、特許権は有効であると推定するいわゆる有効推定規定が設けられており、一旦付与された特許権が安定的に維持できる制度ないし運用とされている。</p>

件名	42. 間接侵害規定の拡充【継続】
現状／問題点	<p>1. 特許法等では、特許権等の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する予備的行為等を間接侵害であるとして規定しているが、当該部品や材料について、当該特許発明に係る物の生産に「のみ」使用する物に限定している。</p> <p>2. そして、侵害訴訟等において、当該「のみ」に関する要件が厳格に解釈されていることから、間接侵害の適用が現実的に困難となっており、特許権の十全な保護が行われていない。</p>
改善要望	<p>権利保護強化の観点から、悪意(特許権の侵害に用いられることを知りながら)をもって特許権等の侵害に使われる部品や材料を供給する行為等についてまで間接侵害の成立範囲を拡大していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 特許庁</p> <p><関係法令> 特許法127条</p>
備考	<p>1. 日本では、特許法101条により、「その物の生産に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為」を間接侵害として規定することにより、悪意をもって特許権等の侵害に使われる部品や材料を供給する行為等を特許権の侵害行為としてみなしている。</p> <p>2. その他、ドイツ特許法10条、米国特許法271条(c)などがある。</p>

5. 産業分野

件名	43. 賃貸契約の際の違約金割合の拡大【新規】
現状／問題点	<p>1. 外資系企業を含む施設レンタルビジネスをしている一般企業の場合、顧客からレンタル契約を解消された時、その違約金が低すぎるため大規模の取引損失を避けられない状況である。「関連指針：約款審査指針Ⅳ-4。ナ」“賃貸借契約による賃貸物への使用料は契約期間の中賃貸保証金に対する定期預金の利子分に、月の賃貸料を足した金額、すなわち、賃貸料の総額の 1 割程度が適切である。</p> <p>2. 違約金の規制は公正取引委員会の告示および公正取引委員会から配布された標準約款(約款規制法による標準約款は一般企業には「推奨」とされているにもかかわらず、公正取引委員会は標準約款に従っていない企業には是正勧告・命令を出している)により強制されていて法律的根拠も明確ではない。</p>
改善要望	<p>上記の違約金は、公正取引委員会が監督していない金融機関(金融監督院が監督)や通信会社(放送通信委員会が監督)に対しては関連政府機関からの規制や強制がない。賃貸借契約の解消への違約金の水準は企業と消費者が自由に定めた約定により決められるよう規制の緩和をしていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 公正取引委員会</p> <p><関連法令> 民法 第 398 条 約款の規制に関する法律第 8 条 約款審査指針Ⅳ-4 ナ(公正取引委員会例規第 158 号)</p>
備考	<p>外国では違約金の算定基準を具体的に決めて規制する国はない。</p>

件名	4.4. 経済自由区域拡大【新規】
現状／問題点	<p>政府は外国人投資を積極的に誘致するため経済特区を指定して当該特区に入居・移転する企業に対して様々な税制支援、規制緩和、便利な生活環境・行政サービスの提供など、外国人投資を支援している。“経済自由区域の指定および運営に関する特別法”によると東海岸、松島、光陽湾、鎮海、セマングムなど、地方の都市に散らばっていてソウル(およびソウル近郊)に在する外資系企業には何らの支援もない状況。</p> <p>現在、国家政策として地方均衡発展のために国家機関をはじめ一般企業も地方移転を進めていることを理解しますが、更なる外国人投資を積極的に誘致するためには首都圏と地方の均衡投資誘致を求める必要がある</p>
改善要	<p>現在運営されている8つの区域以外にソウルおよび首都圏にも経済自由区域を設けていただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 産業通商資源部 経済自由区域 企画団</p> <p><関連法令> 経済自由区域の指定及び運営に関する特別法(改正案)</p>
備考	<p>日本では、2011年6月から日本再興戦略に基づき、大都市(東京都、大阪府／市、愛知県(名古屋))を戦略特区にして規制の緩和と税制優待など、国内/外の人材と資本を誘致することで、大都市の国際競争力を引き上げ経済再生の起爆剤とする計画を推進中。</p> <p>日本 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)</p>

件名	45. 下請法の規制強化(申告褒賞制導入)【新規】
現状/問題点	<p>1. 政府は、中小企業の保護という名の元で4つのコア不公正下請け行為(不当な単価引き下げ、不当な発注取り消し、不当返品、技術流用行為)を含む下請法違反行為を公正取引委員会に申告した者(元事業者の役職員および受給事業者その他)に対して、最高5億ウォンまでの褒賞金(課徴金の一定割合)を支給する内容の下請法改正案を立法予告して、2014年末までに国会に提出する方針であることを発表した。</p> <p>2. 公正取引委員会が実施する下請書面実態調査は毎年調査対象を拡大しており、関連の法令及び公正取引委員会告示(下請取引公正化指針)で定められた例外規定が存在するにもかかわらず、書面による実態調査の際、下請け業者が法律を誤解して元事業が下請法違反の事実があると回答した場合、元の事業者はこれに対して無条件に合法性を証明したり、自らは是正した結果を公正取引委員会に報告しなければならないため、会社の業務に困難する可能性がある。</p> <p>3. このような状況から申告褒賞制を取り入れたら、公正取引委員会まで申告した事項の立証責任を負担することになる元事業者は、負担が加重する一方で、他の褒賞金制度で見かけられる「専門申告者」の養成と金銭的褒賞を狙った偽りの申告などの悪質な告発が発生する可能性があり、むしろ元事業者と下請け業者との間の不信感を助長する副作用の心配がある。</p>
改善要望	<p>1. 褒賞金制度を導入しないでいただきたい。</p> <p>2. 上記に加え、下請書面実態調査の結果、下請け会社より、元事業者との取引に問題があるとの回答があった場合、公正取引委員会が該当下請け業者に事実確認を行ってから元事業者には是正命令を出していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 公正取引委員会企業取引政策課</p> <p><関連法令> 下請取引公正化に関する法律第22条第4項および第5項 (立法予告案)</p>
備考	

件名	46. 環境親和的産業構造への転換促進に関する法律に基づき再製造対象製品品目の告示に複合機(デジタル複写機)の追加指定【新規】
現状／問題点	<ol style="list-style-type: none"> 再製造複合機に対する官公庁販売が現在認められておらず(新品のみ購買)、再製造生産施設投資時に発生する設備投資に対する政府支援及び税制支援策も存在しない。 複合機(デジタル複写機)再製造の品質認証基準がなく、一部再生業者が修理(非正規部品使用)した再生品を再製造品または新品で販売することで品質不良が拡大され消費者から品質に対する不満と、元製造業体へのクレームにつながるリスクが増加しているため、消費者における品質、安全性を確保する上でも新造機と同様に複合機再製造品に対する品質認証基準制定を行うべきである。
改善要望	<ol style="list-style-type: none"> 再製造複合機(デジタル複写機)を“環境親和的産業構造への転換促進に関する法律の品質認証品目告示へ追加指定していただきたい。 (産業通商資源部及び環境部の共同告示品目への指定追加) 消費者における品質、安全性を確保する上でも新造機と同様に複合機再製造品に対する品質認証基準を制定していただきたい。 (厳格な再製造品質認証基準の制定を通して消費者の安全使用が可能になるので工場審査基準と品質認証規準の制定が必要) 制定された品質認定基準は輸入中古機に対しても適用していただきたい。 健全な再製造業を加速化して環境親和的産業構造への転換に貢献していただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関></p> <ol style="list-style-type: none"> 産業通商資源部気候変動産業環境課 環境部資源再活用課 <p><関連法令></p> <p>環境親和的産業構造への転換促進に関する法律(再製造品目告示)</p>
備考	<p>日本の場合、すべての元製造社は資源リサイクル・資源循環政策に基づき、レンタル機に対する再製造システムを構築し、リサイクルが可能なレンタル機についての再製造を通じて再使用を常に推進し、資源リサイクル政策を積極的に推進している。</p>

件名	47. 電気用品安全管理法施行規則運営要領で定められた免除処理条件または電気用品安全管理法施行規則の改定【新規】
現状／問題点	<p>電気用品安全管理法上、600W 以上のプリンター安全認証免除条項が削除されたが、電気用品安全管理法の施行規則の運営要領で定められた「産業用」(統計庁告示 韓国標準産業分類で定めた、製造業、電気業)に限り、免除処理が認められている。現行の電気用品安全管理法施行規則/運営要領のプリンターの場合、“産業用(統計庁の告示、韓国標準産業分類で定めた製造業、電気業に限る)”で特定業種に制限することは現実的に当てはまらないこともある。</p>
改善要望	<p>一般企業でも個人情報保護を強化に向け、従来外部に委託していた大型出力印刷業務を、専門オペレーターを採用するか、もしくは、委託して、内部で処理する事例が増加する傾向にあるので免除範囲を拡大していただきたい。即ち、運用要領別表 5 の第 5 号では産業用(製造業・電気業)だけではなく、その他特殊用途に使われる電気用品のうち、産業通商資源部長官が必要であると認める電気用品もあるので特定事業環境で使われるものを免除していただきたい。例えば、使用環境を限定できる(専門オペレーターを設ける等、使用環境が特定可能な場合)場合においては、業種に関係なく免除していただきたい。もしくは、電気用品安全管理法施行規則の安全認証対象製品としてプリンターを 3000W 以下のもの(一般消費者が使用しない)に限定していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 国家技術標準院電気用品安全管理課 <関連法令> 電気用品安全管理法施行規則・運営要領</p>
備考	

件名	48. 電気用品安全認証(KC)制度関連電気用品安全管理法改定【新規】
現状／問題点	複写機やプリンター等の事務機器の構造、使用方法等によって今まで安全事故が発生した事例がない。また、製造業者が直接 KC 認証に相当する製品試験を通じて安全性確認を自ら実施しているにもかかわらず、電気用品安全認証制度(KC)に対して複写機は“安全認証対象電気用品”、プリンターは”自律安全確認対象電気用品”となっているため、再度同様の試験を韓国で実施する等、韓国における商品展開上、必要以上のロード(Load)及びコストが発生している。
改善要望	電気用品安全管理法での複写機は安全認証対象から自律安全確認対象に、プリンターは自律安全確認対象から供給者適合性確認対象に規制緩和していただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関></p> <p>国家技術標準院</p> <p><関連法令></p> <p>電気用品安全管理法施行規則・電気用品安全管理運営要領</p>
備考	日本の場合、事務機器(複写機&プリンター等)製造者が製造物管理法により、直接責任を負っており、政府は事後管理に徹底している。現在、事務機器が輸入に依存しており、電気用品安全管理法上の大きな問題がないことから、複写機は安全認証対象から自律安全確認対象に、プリンターは安全確認対象から供給者適合性確認対象に調整が必要と思われる。

件名	49. 電気製品の KC 認証取得緩和【新規】
現状／問題点	<p>KC 認証は電気製品において取得が義務付けられているが、安全認証機関／安全確認試験機関(電気用品安全管理法の対象製品)または、指定試験機関(電波法の対象製品)で合格した物のみ KC 認証が取得できる。</p> <p>このような認証取得の為に、海外で KC に相当する認証基準を得たにも拘らず、一旦商品を海外の工場から韓国の試験機関に送り、試験が終わったらまた工場に返す作業が必要になる。</p> <p>また、電気製品について安全に直接な影響を与える部分以外の変更が生じた場合にも認定変更申請が必要になる。</p>
改善要望	<p>1. KC に相当する認証基準を得た輸入製品についてはこのような認証取得規制を撤廃、もしくは緩和していただきたい。</p> <p>2. 安全に直接的な影響を与えない部品変更の場合*1 には、企業責任として直接に試験を遂行し、安全には直接に影響を与えないことを立証する結果を国家技術標準院に申告し確認をもらえることで安全認証機関の試験を免除するなど具体的な規制緩和案を設けていただきたい。</p> <p>*1 電気用品安全管理法の施行規則第9条、第2項、第1号には、変更申請の内容が<u>安全に直接な影響を与える部分以外のもので電気用品の安全認証書に記録されている部品または材質を変更する場合</u>に該当すれば、当該電気用品の安全性を確認するために安全認証機関がその電気用品の安全に関する試験を行うことができると規定している。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 国立電波研究院(RRA)、国家技術標準院(KATS)</p> <p><関係法令> 1. 電波法 2. 電気用品安全管理法</p>
備考	先進国(日欧米)は、企業責任としてこのような輸入規制は無い

件名	(49. が受け入れられない場合) 50. 通関時の KC 認証貼付有無の確認強化【新規】
現状／問題点	電気製品に対しての KC 認証は義務付けられており、ほとんどの会社が韓国仕向け製品に相当のお金を使って KC 認証を取得しているが、通関の際、関連当局は KC 認証取得有無の確認をあまり行われていない。そのような関係で並行輸入される同じ製品のうち、KC 認証を取得していない製品が多く輸入されている。
改善要望	政府は通関時に KC 認定非取得製品および KC マーク非表示製品の取り締まりについて前向きに検討していると考えられるが、その早期検討および強化をしていただきたい。
関連機関、関連法令等	<関連機関> KOTRA、関税庁、韓国製品安全協会(KPSA)、中央電波管理所(CRMO) <関係法令> 電波法 電気用品安全管理法
備考	

件名	51. 「Kマーク」、「ECOマーク」の認証制度の見直し【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>「Kマーク」(あるいはQマーク)は任意認証制度でありながら、公共入札の条件となっており、調達基準*や公共入札の条件に明確に記載されているため、任意でなく必須で取得する必要がある。しかし、一般的に市場で販売される工業製品にはKマークを取得しているものがほとんどなく、表示の義務もない。なお、審査手続きは改善されてきているが、維持費用の企業負担が大きい。</p> <p>一方、「ECOマーク」も任意認証制度であるが公共入札審査時の加算項目となっている。日本同様、グリーン購入などの点で認証の必要性は認められるが、対象製品別認証基準が多岐にわたり、取得維持費用の企業負担が大きい。</p> <p>*安全行政部「行政業務用多機能事務機器標準規格 第2章1. 基本規格 バ工産品品質保証」</p>
改善要望	<p>1. 「Kマーク」(同様のQマーク)は一般消費者へのメリットが少ないため、制度を廃止するか、調達基準から削除し、公共入札条件への記載をやめていただきたい。</p> <p>2. 「ECOマーク」は対象製品別認証基準を見直しして、日本のエコマークでも対象にしていないプロジェクターなどを対象から外すか、環境に関係ない審査基準(輝度とかコントラスト)を見直していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 韓国産業技術試験院(KTL)、教育部(MOE)、韓国環境産業技術院(KEITI)、安全行政部(国民安全処)</p> <p><関係法令></p>
備考	

件名	52. IT 製品に対する関税賦課の免除【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>韓国は世界貿易機構(WTO)加盟国であり、1996年のWTO シンガポール閣僚会議にて、ITA(情報技術協定)加盟国間でのITA 品目の輸出入では非課税と規定しているにもかかわらず、税関において一部品目が課税対象のままになっている。</p> <p>昨年の産業通商資源部の回答ではすでに非課税・非関税化を実施中との回答であるが、例えばプロジェクターについてはITA 情報技術協定【MINISTERIAL DECLARATION ON TRADE IN INFORMATION TECHNOLOGY PRODUCTS(96年12月シンガポールWTO閣僚会議宣言)】のAttachment Bに「Projection type flat panel display units used with automatic data processing machines which can display digital information generated by the central processing unit.」と明確に記載されているにもかかわらず 関税賦課の対象となっている。</p> <p>WTO・WCOではプロジェクター同様なフラットパネルディスプレイに関してITA適用の解釈を表明しており、ITA協定主要参加国である米国・欧州・日本などでは0%の関税率を適用している。</p>
改善要望	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクターを含むすべての IT 製品が非課税・非関税化となっているか全て点検していただきたい。 2. 非課税・非関税化が認められた場合、品目分類の見直しと関税率の修正、補正後の遡及適用による関税還付をしていただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 外交部、企画財政部、関税庁</p> <p><関係法令> 関税法</p>
備考	

6. 個別要望事項

件名	53. 学院法の規制緩和【新規】
現状／問題点	<p>学院は学院の設立・運営及び課外教習に関する法律(以下「学院法」)に基づき各種制限を受けており、特に教科過程学院の場合、各教育庁毎に1分当たりの授業料単価(約 100～300 ウォン/1 分)が制定されている。規定通りの授業料収入のみでは本社へのロイヤリティ支払い、講師謝礼を賄っていくのが精一杯であり、十分な品質の教育を保つ事が困難である。</p> <p>最近、ソウルの江南教育庁が管内のすべての学院を調査し、上記の授業料上限を超えた学院について授業料引き下げ命令を下したことに対する裁判の結果、裁判所は“その引下命令は不当であり、授業料は市場原理に任せるべき”と判決した。</p> <p>学院は教育用途施設でしか開校出来ない規定が有るため、学院内に他の施設が限られてしまう。例えば、学院内で教科過程に必要なものを販売することができない。</p>
改善要望	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市場原理に基づいていない教育庁の無理な授業料調整は止めていただきたい。 2. 学院を販売施設でも開校出来るように緩和していただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 教育庁</p> <p><関係法令> 学院の設立・運営及び課外教習に関する法律</p>
備考	

件名	54. 日本製品の輸入通関の際のサンプル提出に関する改善について
現状／問題点	<p>1. 日本からの輸入品は放射能検査などの為、輸入ロットごとにサンプルの抜き取り検査が行われている。一度段ボールを開封してしまうため、その段ボールに梱包された商品は通常品としての出荷ができなくなってしまう。</p> <p>2. 日本からの輸入品については放射能検査して合格した公的機関の証明書を添付しているので、実質ダブルチェックになっている。</p>
改善要望	<p>1. 初回輸入の場合は、抜き取り検査が必要と思われるが、2回目以降の検査については簡素化して欲しい。 (過去に日本の公的機関と韓国での分析結果に差異があった場合などに限定しての都度検査にしてほしい)</p> <p>2. 欧米での現在の日本製品に対する輸入規制を参考に、安全性を客観的に審査の上、対応して欲しい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 食品医薬品安全処 <関係法令></p>
備考	

件名	55. リベート摘発医薬品の給付停止及び除外処分時期の是正【新規】
現状／問題点	<p>国民健康保険法および同法施行令改正(2014年7月2日施行)に伴い、リベートで摘発される医薬品は、リベート金額や反復回数などを基準に保険給付停止及び除外処分を受ける。</p> <p>保健福祉部は、罰金以上の刑が言い渡される場合(1審)、それにより直ちに給付停止、除外処分手続に着手するものとみられる。一審判決で該当品目の給与停止(または削除)処分を受けた製薬会社が、控訴審または上告審などで勝訴し、判決が覆されることもある。保健福祉部としては、一審判決から最終判決までの期間中の給付停止または除外処分による経済的損失について補償をしなければならないが、現実的に適正な補償額の算定をすることが非常に難しく、給付停止や除外処分により既に市場で競争力を失った製品の場合、事業上改善される可能性も低いため両者(政府・製薬会社)において不利益が生じる。</p>
改善要望	<p>給付停止及び除外処分後に行政訴訟や刑事控訴審において異なる判断が出た場合、製薬会社が回復できない損害を被る可能性があるため、リベート摘発医薬品の給付停止および除外処分を最終判決確定後に実施するよう是正いただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 国税庁、公正取引委員会、保健福祉部、食品医薬品安全処、国民権益委員会、大韓医師協会、大韓病院協会、大韓医学会、大韓薬剤師会、韓国製薬協会、多国籍医薬産業協会、医療機協会など</p> <p><関係法令> 国民健康保険法第41条の2、国民健康保険法施行令第18条の2、70条の2、別表4の2、その他公正取引法、薬事法、医療法、医療機器法、腐敗防止法、公職者の行動綱領などにも関連する。</p>
備考	<p>上記改善要請は、韓国製薬協会でも準備している。</p>

件名	56. 希少疾病医薬品の薬価申請における医療経済性評価資料(費用効果性資料)提出の省略【新規】
現状/問題点	<p>希少疾病医薬品に指定され、“対象患者数が少ない希な疾患に使う薬剤”の場合、薬価申請の際、経済性評価の資料提出を省略することができる。しかし、希少疾病医薬品に指定されていても、“対象患者数が少ない希な疾患に使う薬剤”に該当しない場合には経済性評価資料の提出が免除されない。</p> <p>対象患者数が少ない希な疾患に使う薬剤でない希少医薬品の場合も費用効果性を立証することは極めて困難であり、該当資料の提出が薬価申請の障壁となっている。</p>
改善要望	<p>対象患者数が少ない希な疾患に使う薬剤ではなくても、希少疾病医薬品に指定された薬剤の中で費用効果性に関する資料を提出することが難しい薬剤の場合には、費用効果に関する資料提出を免除し、別の方法で給付の適正性を評価していただきたい。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部および健康保険審査評価院 <p><関係法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部告示;薬剤の療養給付対象かどうか等の評価基準及び手続等に関する規程
備考	

件名	57. 薬剤の決定および調整基準の見直し【新規】
現状／問題点	先発品の特許切れに伴い後発品が薬価掲載された場合、先発品の薬価は引き下げられる。しかし、後発品が承認取得したにもかかわらず販売をしない場合においても、先発品の薬価は引き下げられてしまうため不合理な点が残る。
改善要望	<p>後発品の薬価掲載後 2 年間保険請求がない場合（国民健康保険療養給付の基準に関する規則 第 13 条第 4 項第 8 号）、または、許可取下げ等の理由で実質的に販売されない場合には、引き下げられた先発品の薬価を当初の薬価まで回復していただきたい。</p> <p>例えば、保健福祉部告示（薬剤の決定と調整の基準）の[別表 1]薬剤上限金額の算定、調整および加算基準の第 3 号（上限金額調整対象薬剤および調整基準）のナ目を次のように変更していただきたい。</p> <p>ナ. カ目の規定にもかかわらず、すでに掲載されている製品に後続して決定申請された同一製剤が<削除>販売をしないという意志を表明した場合、最初掲載製品の上限金額を調整しないこともある。ただし、すでに掲載されている製品に後続して決定申請された製品が販売する意志を再表明した場合、カ目の規定を適用するものの、販売する意志を表明した製品が実際に販売されなかった場合にはカ目の規定適用によって引き下げされた上限金額を回復する。</p>
関連機関、関連法令等	<p><関連機関> 保健福祉部</p> <p><関係法令> 国民健康保険療養給与の基準に関する規則第 13 条及び第 14 条 保健福祉部告示；薬剤の決定と調整の基準 [別表 1]薬剤上限金額の算定、調整および加算基準</p> <p>第 3 号 上限金額調整対象薬剤および調整基準（抜粋）</p> <p>ナ. カ目の規定にもかかわらず、すでに掲載されている製品に後続して決定申請された同一製剤がすでに掲載されている製品の特許を理由に販売をしないという意志を表明した場合、最初掲載製品の上限金額を調整しないこともある。ただし、すでに掲載されている製品に後続して決定申請された製品が販売をしないという意志を覆したり販売する意志を表明した場合、カ目の規定を適用するものの、販売する意志を表明した製品が権限ある機関の判断によって最初掲載製品の特許権を侵害したのが明らかになり販売可能な製品が存在しなくなる場合にはカ目の規定適用により引き下げされた上限金額を回復する。この時、権限ある機関の判断の範囲および上限金額回復の細部手続きなどは保健福祉部長官が決める。</p>
備考	

件名	58. 危険分担制度(リスクシェアリング制度)における適用対象の拡大【新規】
現状／問題点	危険分担制(リスクシェアリング)とは、新薬の効能・効果や保険財政影響などに対する不確実性やリスクを製薬会社が一部分担する制度である。しかし、現行の危険分担制の適用対象は、抗癌剤や希少疾患治療剤などに限定されている。しかも、食薬医薬品安全処で指定された希少疾病医薬品であっても、保健福祉部告示(本人一部負担金の算定特例告示)に明示された疾患(診療費の負担が大きい疾病に関し患者本人が負担する診療費が軽減される制度)の治療剤にのみ適用される。
改善要望	危険分担制の適用対象を、抗癌剤や希少疾患治療剤だけでなく、①標準治療法がない医薬品、②標準治療法の失敗後に使用する医薬品にまで拡大していただきたい。
関連機関、関連法令等	<p><関連機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部および健康保険審査評価院 <p><関係法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険公団薬価交渉第12条の3 ・危険分担制薬価交渉の細部運営指針第4条 ・薬剤の決定および調整基準第7条2項および3項
備考	